

助成事業に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人鹿児島県トラック協会（以下「当協会」という。）における助成事業についての必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 助成事業とは、当協会が事業年度ごとに事業計画に基づき実施する事業を指すものとする。

(種類及び事業内容)

第 3 条 助成事業の対象となる種類及び内容（交付額、予算額、処分の禁止）は、別表 1 のとおりとする。

(対象者)

第 4 条 前条の対象者は、当協会の定款第 5 条「ア」「イ」「ウ」に該当する普通会员（以下「会員」という。）とする。ただし、当協会会費未納並びに社会保険等の未加入会員は、対象外とする。

(助成請求期間)

第 5 条 会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までに購入及び設置、装着等を完了し、支払いが終了するものでなければならない。請求は、別途定める場合を除き、原則として 2 月末日までに提出するものとする。

また、期間内であっても、予算に達した場合は、原則として助成しないものとする。

(交付請求)

第 6 条 会員は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の様式 1 により助成金を会長に請求するものとする。

(交付決定)

第 7 条 当協会は、前条により助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の提出があったときは、速やかに審査し、適正と認められたときは、交付決定通知書（様式 2）により会員に通知するものとする。交付決定を行った場合は、次に開催される理事会において報告するものとする。

(交付決定通知書)

第 8 条 当協会は、交付決定通知後、速やかに対象会員に助成金を交付するものとする。

(助成金の返戻)

第 9 条 交付対象となった会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当協会は会員に対し期限を定め、その返還を求めることができる。

- (1) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に助成対象となったものの処分を行ったとき
- (2) 有責事故または火災等により助成対象となったものが使用できなくなったとき
- (3) 助成金交付請求書（助成事業実施報告書）に不正が判明したとき
- (4) 第 3 条にある別表 1 に示した禁止期間に当協会を退会したとき

(助成事業実施後の報告)

第10条 当協会は、本制度を利用した会員に対して、成果報告を求めることができるものとする。

(細 則)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議にて行う。

- 附 則
1. この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
 2. この改正規程は、平成27年3月24日から適用する。
 3. この改正規程は、令和元年5月24日から適用する。

令和2年度助成事業 -目次-

助成金交付請求書（実施報告書）等申請様式（事業共通）	P 1
----------------------------	-----

労働・安全対策事業

1. 安全装置等導入促進助成金	P 5
2. 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金	P 8
3. ドライブレコーダ機器導入促進助成金	P11
4. アルコール検知器増強導入促進助成金	P14
5. 適性診断機器導入助成金	P16
6. コボレーンシート導入助成金	P18
7. 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金 （安全運転研修等）（初任運転者等研修）（事故・違反運転者研修）	P20
8. 運転免許取得助成金	別途、要綱参照
9. 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金（SAS）	P43
10-1. 健康診断助成金（定期健康診断）	P51
10-2. 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金（脳及び心臓ドック等）	P54
10-3. 血圧計導入促進助成金	別途、要綱参照
11. 適性診断受診助成金	P56
12. 運転経歴証明書申請助成金	P57
13. 運行管理者等一般講習受診助成金	P57

環境・エネルギー対策事業

1. 環境対応車導入促進助成金（天然ガス車・ハイブリッド自動車）	P58
2. EMS用機器導入促進助成金	P68
3. アイドリングストップ支援機器導入助成金	P70
4. エコタイヤ導入促進助成金	P73
5. グリーン経営認証制度促進助成金	P75

経営・近代化促進事業

1. 自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金	P77
2. 中小企業大学校講座受講促進助成金	P79
3. 信用保証料助成金	別途、要綱参照

助成金交付請求書

(助成事業実施報告書)

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

〈申請者〉

住 所

名 称

氏 名

電話番号

印

担当者 ()

助成事業に関する規程に基づき、助成金を下記のとおり申請する。

記

助成金請求額	円
--------	---

- ※記載例：安全装置等導入促進助成金等助成事業名を記入
- 助成事業名 ()
 - 整理番号 ・ 別紙内訳書の通り
 - 報告内訳 ・ 別紙内訳書の通り
 - 振込先口座 ・ (銀行名) _____ 銀行・信用金庫 (支店名) _____ 支店
 ・ (預 金) 普通 ・ 当座 ・ (口座番号) _____
 ・ (口座名義) _____

5. 添付書類 以下に掲げるものを添付ください。(申請内容によっては、不要なものもあります。)

- ① 助成金申請内訳書
- ② 社会保険等加入に係る誓約書
- ③ 国の補助金交付申請に係る誓約書 (必要機器のみ)
- ④ 請求書 (写) ……装着装置、審査・登録料金等の明細がわかるもの
- ⑤ 領収証 (写) ※ (リースの場合、リース契約書(写))
- ⑥ ナスバネット利用契約書 (写)
- ⑦ Gマーク認定証 (写)
- ⑧ 研修修了証 (写し)
- ⑨ グリーン経営認証登録証 (写)
- ⑩ その他必要と思われるもの (車検証 (写し)・装着 (取付) 証明書等他)

以 上

受 付 日

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長

交付決定通知書

令和 年 月 日付で助成金交付請求のあった（ ）は、
下記のとおり交付することとしましたので通知します。

記

交付請求額	円
交付決定額	円

以 上

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会長 殿

住 所

事業者名

代表者名

㊞

誓 約 書

弊社は、助成金交付請求書（助成事業実施報告書）の申請に対し、社会保険等については、適正に手続き加入していることを誓約いたします。

なお、助成金受領後に助成事業に関する規程第4条及び第9条に反していることが判明した場合、助成金を全額返戻いたします。

安全装置等・ドライブレコーダ機器・EMS用機器・アイドリングストップ支援機器の導入にかかる申請の場合、下記の誓約書についてもご提出ください。

参考書式1

誓 約 書

弊社は、下記機器の導入に対して国の補助金交付申請を行わない（行っていない）ことを、誓約いたします。

記

1. 機 器 名

メーカー名：

名 称：

型 式：

2. 導入台数 台

3. 装着車両（明細）*車両番号記載

4. 導入（予定）年月日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

申請（装着）会員事業者名

様

機 器 取 付（装着）証 明 書

下記のとおり機器の装着(取付)したことを証明します。

装着車両の 登 録 番 号	機器名称・型式等			装 着 日	備 考 (機器単価等)
	メーカー名	機 器 名	型 式 等		
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	
鹿児島				令和 年 月 日	

(機器納入取付業者名)

住 所 名 称 代表者名	印
--------------------	---

助成事業名称	1 安全装置等導入促進助成金
対象機器等	<p>助成対象となる安全装置等は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く)次に掲げる装置とする。</p> <p>(1)-1 後方視野確認支援装置 対象機器は、全ト協が示す「安全装置等対象機器等一覧」(*追加・変更あり)とする。</p> <p>(1)-2 後方視野確認支援装置・・・対象機器は、(1)-1以外のものとする。</p> <hr/> <p>(2)-1 側方視野確認支援装置 対象機器は、全ト協が示す「安全装置等対象機器等一覧」(*追加・変更あり)とする。</p> <p>(2)-2 側方視野確認支援装置・・・対象機器は、(2)-1以外のものとする。</p> <p>※車両総重量7.5トン以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り、助成対象とする。</p> <hr/> <p>(3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 対象機器は、全ト協が示す「安全装置等対象機器等一覧」(*追加・変更あり)とする。</p> <hr/> <p>(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 対象機器は、全ト協が示す「安全装置等対象機器等一覧」(*追加・変更あり)とする。</p> <p>※安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)が導入した場合に限り、助成対象とする。</p> <p>注1 (1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)及び(4)の装置の装着に当たっては道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。</p> <p>注2 (1)-2、(2)-2の機器については、概ね全ト協が別に定める安全装置等助成対象基準を満たすものとする。</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)-1、(2)-1、(3)及び(4)の機器に対しては、1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限20,000円)とする。(千円未満切り捨て)</p> <p>なお、(1)-1後方視野確認支援装置及び(2)-1側方視野確認支援装置の一体型の対象機器を新たに装着した場合については、1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限40,000円)の助成を行うものとする。</p> <p>注1 (1)-1、(1)-2後方視野確認支援装置の取り扱いについては、モニターと後方カメラを同時に導入した場合に限り助成する。</p> <p>なお、モニター単体又はカメラ単体による導入の場合は助成対象としない。</p> <p>注2 (2)-1側方視野確認支援装置の取り扱いについては、以下のいずれかに該当する場合に助成対象とする。</p> <p>(ア)モニターと左側方カメラを同時導入した場合、取得価格総額(税抜)の1/2(上限20,000円)を助成する。</p> <p>(イ)(1)-1後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ)導入済み車両に左側方カメラを単体で後付け装着した場合取得価格総額(税抜)の1/2(上限20,000円)を助成する。</p> <p>(ウ)新たに(1)-1後方視野確認支援装置、(2)-1側方視野確認支援装置を同時導入した場合(後方視野確認支援装置(モニター+後方カメラ)1台+左側方カメラ1台)は、取得価格総額(税抜)の1/2(上限40,000円)を助成する。</p>

	<p>1会員あたり、(1)-1、(2)-1、(3)及び(4)の機器について、合わせて10台(上限)までとする。</p> <p>なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員20台(上限)までとする。</p> <p>上記(1)-2、(2)-2の機器に対しては、1台あたり取得価格(税抜)の1/2とし、上限3,000円とする。(千円未満切り捨て)</p> <p>1会員あたり、(1)-2、(2)-2の機器について、合わせて10台(上限)までとする。</p> <p>なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員20台(上限)までとする。</p> <p>ただし、(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)及び(4)については、新規(中古品・レンタル品を除く)に装着(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)したものに限る。</p> <p>・国からの補助金が交付された装置に対しては、助成金を交付しない。</p> <p>(参考書式1;誓約書を添付すること)</p>
<p>予算額</p>	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
<p>処分の禁止等</p>	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 後方視野確認支援装置 1年</p> <p>(2) 側方視野確認支援装置 1年</p> <p>(3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 1年</p> <p>(4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年</p>
<p>備考</p>	<p>・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。</p> <p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

安全装置等導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	Gマーク 認定証番号*1	車両区分*2	区 分*3	導入装置		台数 (台)	助成請求額	装着年月
					メーカー名	装置名・型式			
1				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
2				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
3				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
4				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
5				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
6				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
7				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
8				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
9				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
10				後方・側方 インター・IT		(装置名) (型 式)			令和 年 月
合 計									

*1: IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器の場合のみ、導入事業所のGマークコード番号を記入してください。

*2: 側方＝側方視野支援確認装置(装着した車両区分を記入してください。)
「中型」の場合は、車両総重量が7.5トン以上が対象となります。

*3: 後方＝後方視野支援確認装置、側方＝側方視野支援確認装置
インター＝呼気吹込み式アルコールインターロック、IT＝IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

機器取付(装着)車両番号

11	鹿児島
12	鹿児島
13	鹿児島
14	鹿児島
15	鹿児島
16	鹿児島
17	鹿児島
18	鹿児島
19	鹿児島
20	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または車検証(写)を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	2 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金
対象機器等	<p>事業用トラック(車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。)に搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の「事故防止対策支援推進事業(先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援)」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。</p> <p>対象機器は、衝突被害軽減ブレーキ装置機器等一覧(*追加・変更あり)に示すものとする。</p>
交付額及び条件	<p>1台あたり装置の取得価格(税抜)の1/2(上限50,000円)とする。</p> <p>ただし、新規に車両(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)に装置を装着したもので、1会員3台(上限)までとする。</p> <p>なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員6台(上限)までとする。</p> <p>注1 国の補助金との併用は妨げないものとする。</p> <p>注2 ただし、中小企業事業者(*)に限るものとする。</p> <p>*中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社 ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。 ・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

衝突被害軽減ブレーキ装置導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	装置装着名	メーカー名	登録番号	車台番号	装置 取得価格 (税抜)	助成請求額 装置取得 価格1/2 (上限5万)	新規登録日
1		衝突被害 軽減 ブレーキ		鹿児島				令和 年 月
2		衝突被害 軽減 ブレーキ		鹿児島				令和 年 月
3		衝突被害 軽減 ブレーキ		鹿児島				令和 年 月
4		衝突被害 軽減 ブレーキ		鹿児島				令和 年 月
5		衝突被害 軽減 ブレーキ		鹿児島				令和 年 月
6		衝突被害 軽減 ブレーキ		鹿児島				令和 年 月
合 計								

・装着車両の車検証の写しを添付してください。

令和 年 月 日

衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書

自動車製作者もしくは自動車販売会社等の

名称または会社名 _____ 印

住 所 _____

以下の自動車について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示に規定された衝突被害軽減ブレーキの技術基準に適合した装置を備えていることを証明する。

登録番号	鹿児島
車台番号	
装置名	
備考	

助成事業名称	3 ドライブレコーダ機器導入促進助成金
対象機器等	<p>助成対象となるドライブレコーダ機器は、当該年度に事業用貨物自動車に新たに装着した(中古品・レンタル品を除く)次に掲げる装置とする。</p> <p>(1) 全ト協「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」で分類され、かつ、一定要件を満足する機器で映像や走行データを記録するドライブレコーダ車載器で、全ト協が示す「ドライブレコーダ機器等一覧」(*追加・変更あり)とする。</p> <p>① 運行管理連携型 ② 標準型 ③ 簡易型</p> <p>(2) 上記の(1)以外に、映像や走行データを記録する一定の要件を有するドライブレコーダ車載器とする。</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)①運行管理連携型の機器に対しては、1台あたり取得価格(税抜)の1/2(上限5,000円)とする。</p> <p>1会員あたり(1)①の機器については、登録台数(被けん引車を除く。)の30%(小数点以下切り上げ)以内を限度とする。</p> <p>ただし、登録台数(被けん引車を除く。)が30台以下の場合については、1会員10台(上限)までとする。</p> <hr/> <p>また、(1)②標準型、③簡易型及び(2)の機器に対しては、1台あたり取得価格(税抜)の1/2とし、</p> <p>・(1)②標準型、③簡易型については、3,000円(上限)とする。</p> <p>・(2)の機器については、2,000円(上限)とする。</p> <p>1会員あたり(1)②標準型、③簡易型及び(2)の機器については、登録台数(被けん引車を除く。)の30%(小数点以下切り上げ)以内を限度とする。</p> <p>ただし、登録台数(被けん引車を除く。)が30台以下の場合については、1会員10台(上限)までとする。</p> <hr/> <p>注 (1)①、②、③及び(2)については、新規(中古品・レンタル品を除く)に装着(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)したものに限る。</p> <p>・国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。</p> <p>(参考書式1;誓約書を添付すること)</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<p>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</p> <p>・対象機器については、適宜追加・変更されるため、事前にお問合せください。</p>

<p align="center">「ドライブレコーダ機器等の分類」について (全ト協「貨物自動車用ドライブレコーダ選定ガイドライン規程」抜粋)</p>	
<p>事故防止、安全運行等に資するドライブレコーダの普及を図るため、一般的に使用されているドライブレコーダを貨物運送事業者の使用目的に応じて、以下に分類する。</p>	
<p>運行管理連携型</p>	<p>急ブレーキ時等の映像及び速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができるタイプ。</p>
<p>標準型</p>	<p>急ブレーキ時等の映像及び速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。</p>
<p>簡易型</p>	<p>急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した速度情報を活用し運転指導を行うタイプ。</p>

ドライブレコーダ機器等導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	導入機器			台数 (台)	助成請求額	装着年月		
		分類*	メーカー名	型式					
1		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
2		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
3		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
4		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
5		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
6		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
7		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
8		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
9		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
10		運管	標準				令和	年	月
		簡易	以外						
合 計									

*: 運管=運行管理連携型、標準=標準型、簡易=簡易型、以外=運管・標準・簡易型以外

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

機器取付(装着)車両番号

11	鹿児島
12	鹿児島
13	鹿児島
14	鹿児島
15	鹿児島
16	鹿児島
17	鹿児島
18	鹿児島
19	鹿児島
20	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または車検証(写)を添付することで記載に代えることができます。
 ※機器取付(装着)車両番号欄が、不足する場合は、コピーして、ご記入ください。

助成事業名称	4 アルコール検知器増強導入促進助成金
対象機器等	<p>会員が既に導入済みのアルコール検知器より感知の精度など品質の高い機器とし、鹿児島県内の認可営業所で使用するため買換えや追加購入するものを対象とする。</p> <p>ただし、機器センサー交換及び部品交換は対象外とする。</p>
交付額及び条件	<p>機器の取得価格(税抜)またはリース費用の2分の1とし、1会員あたり15,000円(上限)とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員あたり30,000円(上限)とする。(1,000円未満切り捨て)</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

アルコール検知器増強導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	購入機器明細		台数 (台)	助成請求額 <small>機器の購入価格(税抜) またはリース費用の2分の1 (1,000円未満切捨) 1万5千円(上限) Gマーク認定事業者:3万円(上限)</small>	購入(リース)年月
		メーカー名	装置名・型式			
1			(装置名) (型 式)			令和 年 月
2			(装置名) (型 式)			令和 年 月
3			(装置名) (型 式)			令和 年 月
合 計						

助成事業名称	5 適性診断機器導入助成金
対象機器等	(独法)自動車事故対策機構が普及促進を図るナスバネット(運転者適性診断システム)または、国土交通省が定めた一般診断の内容を行える運転適性診断機器とする。 (参考:下記機器一覧)
交付額及び条件	機器の取得価格(税抜)またはリース費用の2分1とし、1会員あたり30,000円(上限)とする。(1,000円未満切り捨て) なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員あたり60,000円(上限)とする。(1,000円未満切り捨て) ただし、鹿児島県内の認可営業所で使用するために新たに導入した機器を対象とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間には、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備考	・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

		(参考機器)	
可搬型タイプ			
機器メーカー	機器型式	タイプ	診断項目
竹井機器工業(株)	運転適性検査器CG400 T.K.K. 7024	可搬型	4項目
(株)日立ケーイーシステムズ	シュミレータ機能搭載可搬型 運転操作検査器 ACM300	可搬型	4項目 +シュミレータ
	可搬型運転操作検査器 ACM200	可搬型	4項目

上記以外でも対象となる場合がありますので、お問合せください。

適性診断機器導入内訳書

整理番号	支店 営業所名	導入費用(税抜)	導入機器名	台数 (台)	助成請求額 購入費用の2分の1または リース費用の2分の1(税抜) 1,000円未満切捨 1会員1セットまで 3万円(上限) Gマーク認定事業者:6万円(上限)	導入年月
1						令和 年 月
合 計						

助成事業名称	6 コボレーションシート導入助成金
対象機器等	ダンプ車両の積荷(砂利、土砂等)の飛散を防止するためのコボレーションシート
交付額及び条件	<p>機器の取得価格(税抜)の2分の1とし、1会員あたり20,000円(上限)とする。 (1,000円未満切り捨て)</p> <p>なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員あたり40,000円(上限)とする。(1,000円未満切り捨て)</p> <p>ただし、新たに取付・交換(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)したものを対象とする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった装置が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

コボレーションシート導入内訳書

整理番号	支店 営業所名	機器取得費用 (税抜)	枚数 (枚)	助成請求額 購入費用の2分の1(税抜) 1,000円未満切捨 2万円(上限) Gマーク認定事業者:4万円(上限)	導入年月
1					令和 年 月
2					令和 年 月
合 計					

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または車検証(写)を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	7-1 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(安全運転研修等)
対象研修等	<p>下記の助成対象研修施設で実施される安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって全ト協及び当協会が指定した研修とする。</p> <p>(1) 中部トラック総合研修センター (2) 埼玉県トラック総合教育センター (3) 安全運転中央研修所 (4) クレフィール湖東 (5) ドライビングアカデミー北海道 (6) ドライビングアカデミー弘前 (7) ドライビングアカデミー宮城 (8) ドライビングアカデミーぐんま (9) ドライビングアカデミー千葉 (10) ドライビングアカデミー小田原 (11) ドライビングアカデミー大原 (12) ドライビングアカデミーABOSHI (13) ドライビングアカデミーテクノ (14) ドライビングアカデミー石原 (15) ドライビングアカデミーONGA (16) ドライビングアカデミーMIYUKI (17) ドライビングアカデミーONGA(2日間研修) (18) ドライビングアカデミーMIYUKI(2日間研修)【けいゆう自動車学校】 (19) マジオドライバーズスクール鹿児島校(県ト協指定・半日研修) (20) 空港自動車学校(県ト協指定・半日研修)</p>
交付額及び条件	<p>① 上記の(1)～(16)については、各研修受講料(所定の宿泊代、食事代等を含む。)の助成として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、受講料の7割を助成する。 <p>なお、会員の県内の認可営業所かつGマーク認定事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、受講料の全額を助成する。</p> <hr/> <p>② 上記の(17)については、研修受講料(49,500円)【所定の宿泊代、食事代等を含む。】の一部助成として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、24,000円を助成する。 <p>なお、会員の県内の認可営業所かつGマーク認定事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、34,000円を助成する。</p> <hr/> <p>③ 上記の(18)については、研修受講料(40,000円)【所定の宿泊代、食事代等を含む。】の一部助成として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員の県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、20,000円を助成する。 <p>なお、会員の県内の認可営業所かつGマーク認定事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、28,000円を助成する。</p> <hr/> <p>④ 上記の(19)・(20)の半日研修については、研修受講料(15,400円)【所定の食事代等を含む。】の一部助成として、会員の県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、10,000円を助成する。</p> <p>なお、会員の県内の認可営業所かつGマーク認定事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、受講料の全額を助成する。</p>

	<p>・(1)～(20)について、1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とし、また、1人あたり年度に受講できる研修はいずれか1研修とする。</p>
予算額	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
処分の禁止等	<p>申込みの取下げ又は受講中止等の場合の費用負担については、申込みをした会員またはドライバー等が(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければならない。</p> <p>(1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。</p> <p>(2) 特別な事由なく、所定の研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。</p> <p>(3) 研修または手続き等において、不適切な行為があったとき。</p>
備考	<p>【受講申込申請手続き及び報告等について】</p> <p>※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。</p> <p>会員は、受講しようとする研修施設(1)～(18)にあらかじめ予約[※(19)・(20)の当協会指定研修除く。]をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練実施申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。</p> <p>受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。</p> <p>会員は、助成金の交付を受けようとするときは、訓練実施後原則10日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。</p> <p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

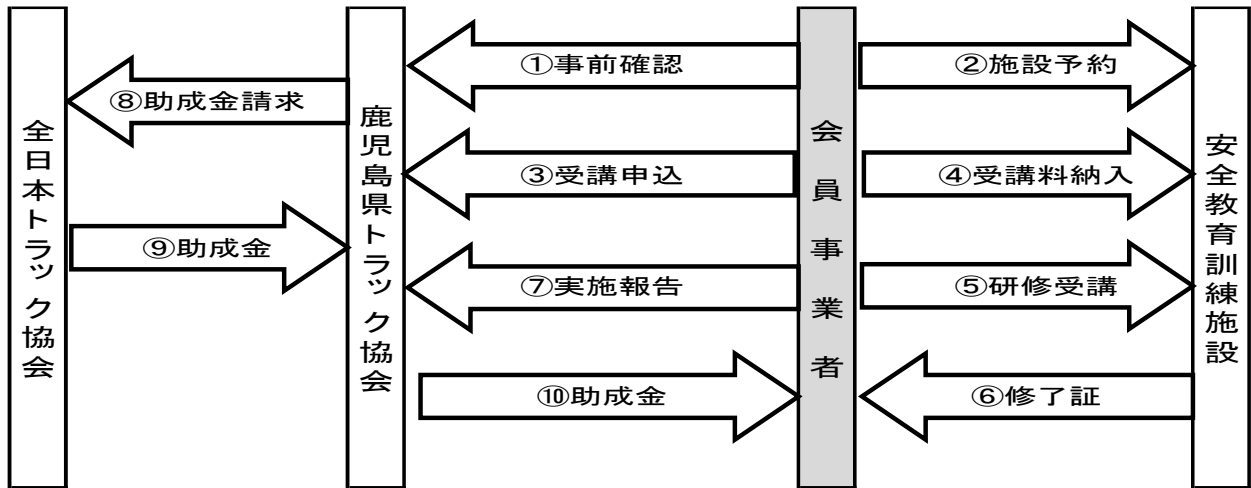
助成事業名称	7-2 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(初任運転者等研修)
対象研修等	<p>下記の助成対象研修施設で実施される安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的とした初任運転者等の安全教育研修であって当協会が指定した研修とする。</p> <p>(1) マジオドライバーズスクール鹿児島校(県ト協指定)</p> <p>(2) ドライビングアカデミーMIYUKI【けいゆう自動車学校】(県ト協指定)</p>
交付額及び条件	<p>上記の(1)～(2)について、研修受講料(10,000円)の一部助成として、会員の県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、4,000円を助成する。</p> <p>なお、会員の県内の認可営業所かつGマーク認定事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、6,000円を助成する。</p> <hr/> <p>・助成交付人数については、(1)及び(2)をあわせて、1会員10名(上限)までとする。</p> <p>・1研修あたり1会員原則2名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。</p> <p>・年度で受講できる研修は、1人あたり(1)～(2)のいずれか1研修とする。</p> <p>ただし、1研修あたり受講者5名以上で実施することとし、5名未満の場合については、実施しないこととする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>申込みの取下げ又は受講中止等の場合の費用負担については、申込みをした会員またはドライバー等が(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければならない。</p> <p>(1) 受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。</p> <p>(2) 特別な事由なく、所定の研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。</p> <p>(3) 研修または手続き等において、不適切な行為があったとき。</p>
備考	<p>【受講申込申請手続き及び報告等について】</p> <p>※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。</p> <p>会員は、受講しようとする研修について事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等実施申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、各研修日の原則15日前までに当協会へ申込みを行い、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。</p> <p>受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。</p> <p>会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則10日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。</p> <p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

助成事業名称	7-3 貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金(事故・違反運転者研修)
対象研修等	<p>下記の助成対象研修施設で実施される「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づく安全及び事故防止に関する知識向上等を目的とした事故・違反運転者に対する安全教育研修であって当協会が指定した研修とする。</p> <p>(1) マジオドライバーズスクール鹿児島校(県ト協指定研修)</p>
交付額及び条件	<p>上記の(1)について、研修受講料(34,600円)の一部助成として、会員の県内の認可営業所に在籍する運転者等が受講した場合、5,000円を助成する。</p> <p>なお、会員の県内の認可営業所かつGマーク認定事業所に在籍する運転者等が受講した場合は、10,000円を助成する。</p> <hr/> <p>・助成交付人数については、1会員2名まで(上限)とする。</p> <p>・1研修あたり1会員原則1名までとし、交通費については、受講各社の負担とする。</p> <p>・運転者1人あたり年度に受講できる研修は、1回とする。</p> <p>なお、研修日程については、研修実施施設と調整・確定後、当協会に報告して実施することとする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>申込みの取下げ又は受講中止等の場合の費用負担については、申込みをした会員またはドライバー等が(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、受講料等を全額負担しなければならない。</p> <p>(1) 受講開始日の7日前を経過して申込みを取り下げたとき。</p> <p>(2) 特別な事由なく、所定の研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。</p> <p>(3) 研修または手続き等において、不適切な行為があったとき。</p>
備考	<p>【受講申込申請手続き及び報告等について】</p> <p>※貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成様式を使用すること。</p> <p>会員は、受講しようとする研修について事前に当協会に確認をした上で、(ド研)様式1-1のドライバー等安全教育訓練等実施申込書に事業所名、受講者氏名、希望する研修コース等の必要事項を記入の上、受講を希望する原則15日前までに当協会へ申込みを行い、研修日程について研修実施施設と調整・確定後、当協会へ報告を行い、研修を実施するものとする。また、あらかじめ研修受講料を指定研修施設へ振込を行うものとする。受講開始日の原則7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。また申込みは、先着順に受け付けるものとする。</p> <p>会員は、助成金の交付を受けようとするときは、研修受講後原則10日以内に様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と(ド研)様式1-2のドライバー等安全教育訓練等実施報告書(別途、添付書類あり)を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>会員は、申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに当協会に(ド研)様式1-3を提出するものとする。</p> <p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

7-1 安全運転研修等(全ト協・特別研修)

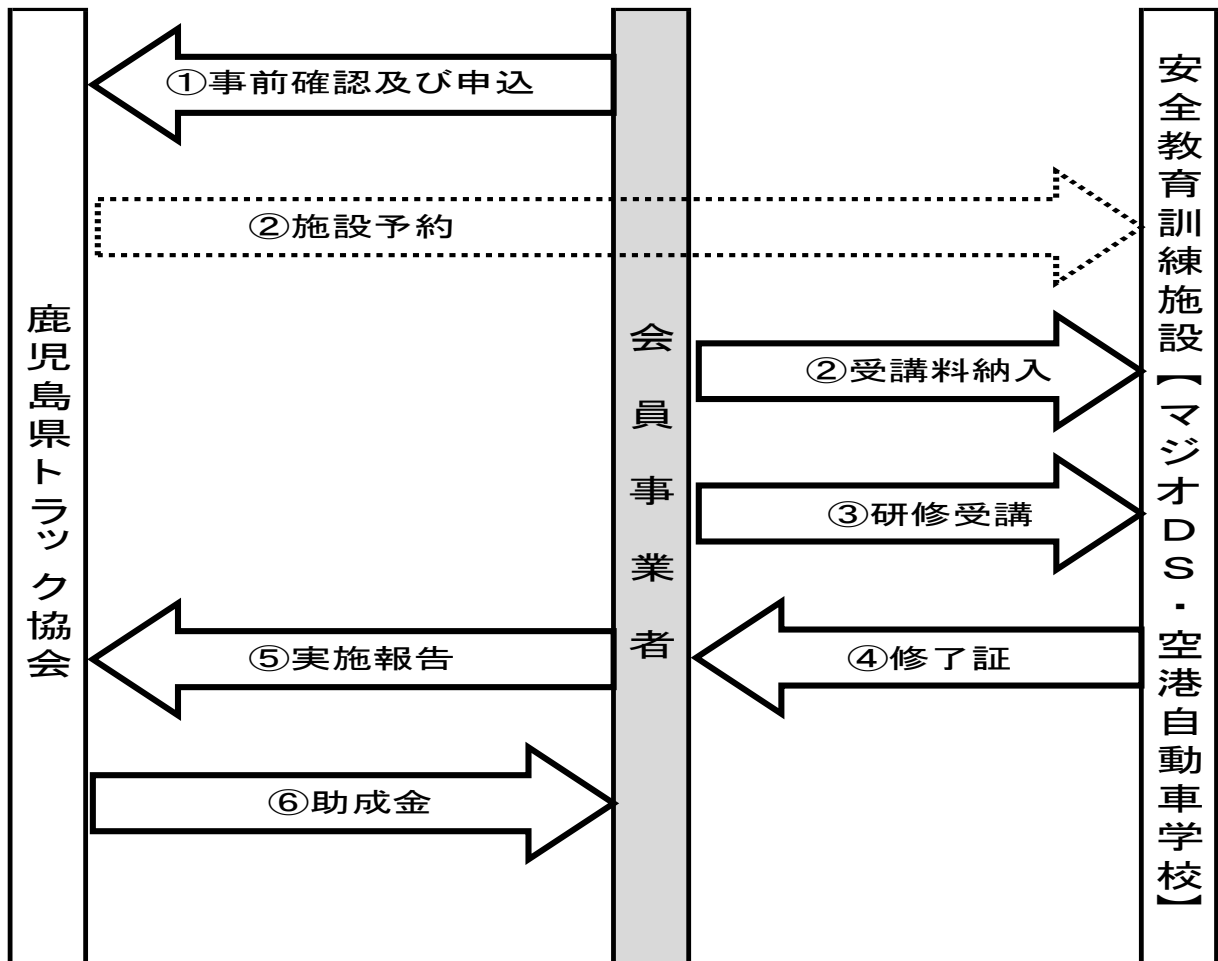
7-1 安全運転研修等(全ト協・一般研修)

研修の受講から助成までの流れ



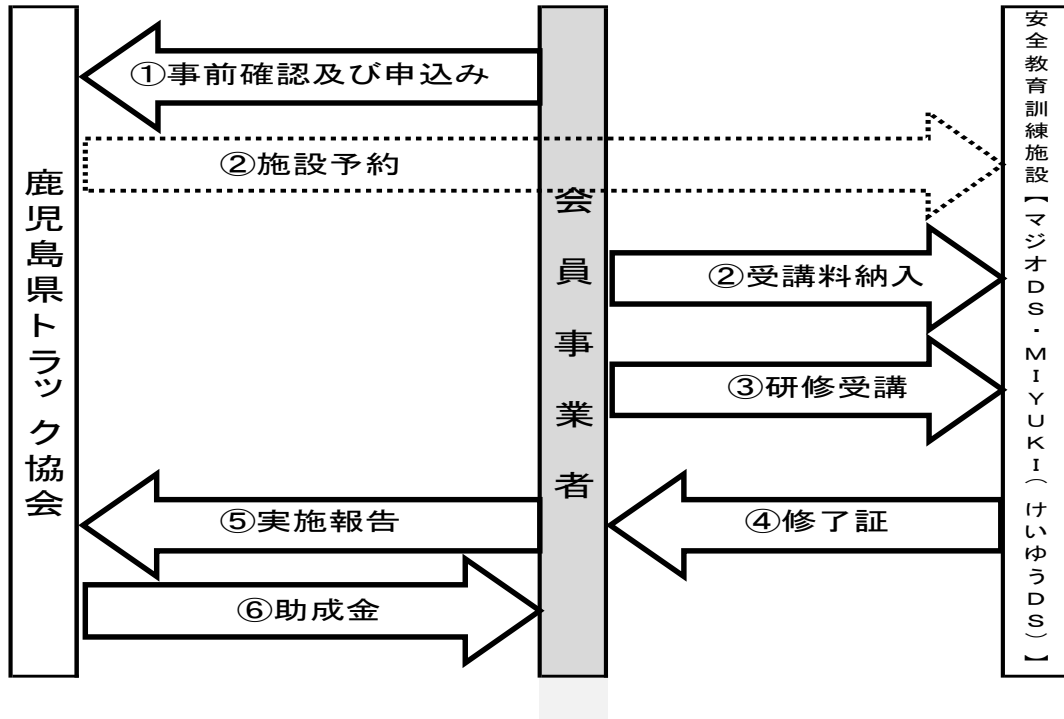
7-1 安全運転研修等(県ト協研修)

研修の受講から助成までの流れ



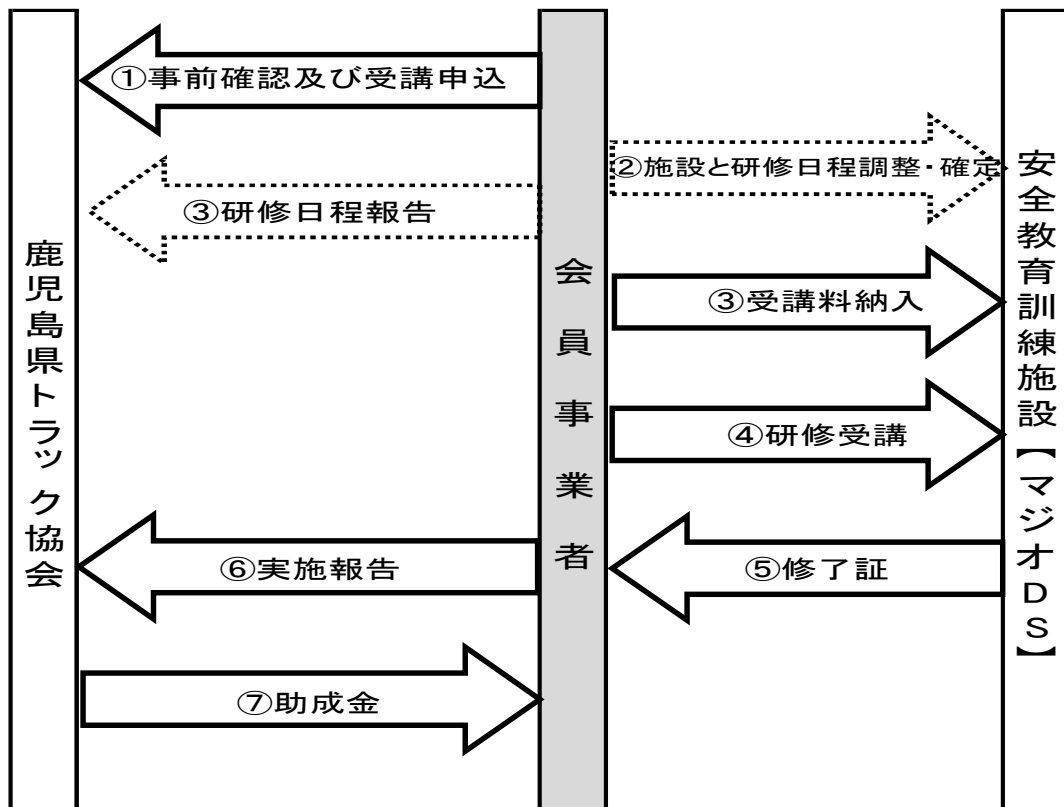
7-2 初任運転者等研修(県ト協研修)

受講から助成までの流れ



7-3 事故・違反運転者研修(県ト協研修)

受講から助成までの流れ



令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成 額 (7/10)	定員	備考
特定 研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	初任ドライバー研修 (4日間)	001	4月14日(火) ~ 4月17日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				002		93,490	93,490	65,490		大型
				003		80,290	80,290	56,290		中型
				004		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				005	5月19日(火) ~ 5月22日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				006		93,490	93,490	65,490		大型
				007		80,290	80,290	56,290		中型
				008		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				009	6月9日(火) ~ 6月12日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				010		93,490	93,490	65,490		大型
				011		80,290	80,290	56,290		中型
				012		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				013	8月25日(火) ~ 8月28日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				014		93,490	93,490	65,490		大型
				015		80,290	80,290	56,290		中型
				016		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				017	9月8日(火) ~ 9月11日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				018		93,490	93,490	65,490		大型
				019		80,290	80,290	56,290		中型
				020		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				021	10月13日(火) ~ 10月16日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				022		93,490	93,490	65,490		大型
				023		80,290	80,290	56,290		中型
				024		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				025	11月17日(火) ~ 11月20日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				026		93,490	93,490	65,490		大型
				027		80,290	80,290	56,290		中型
				028		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				029	12月15日(火) ~ 12月18日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				030		93,490	93,490	65,490		大型
				031		80,290	80,290	56,290		中型
				032		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				033	1月12日(火) ~ 1月15日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				034		93,490	93,490	65,490		大型
				035		80,290	80,290	56,290		中型
				036		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
				037	3月9日(火) ~ 3月12日(金)	93,490	93,490	65,490	15	大型トレー
				038		93,490	93,490	65,490		大型
				039		80,290	80,290	56,290		中型
				040		80,290	80,290	56,290		準中型 ※4
			041	4月14日(火) ~ 4月16日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			042		64,050	64,050	44,850		大型	
			043		54,150	54,150	37,950		中型	
			044		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			045	5月19日(火) ~ 5月21日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			046		64,050	64,050	44,850		大型	
			047		54,150	54,150	37,950		中型	
			048		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			049	6月9日(火) ~ 6月11日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			050		64,050	64,050	44,850		大型	
			051		54,150	54,150	37,950		中型	
			052		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			053	8月25日(火) ~ 8月27日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			054		64,050	64,050	44,850		大型	
			055		54,150	54,150	37,950		中型	
			056		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			057	9月8日(火) ~ 9月10日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			058		64,050	64,050	44,850		大型	
			059		54,150	54,150	37,950		中型	
			060		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			061	10月13日(火) ~ 10月15日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			062		64,050	64,050	44,850		大型	
			063		54,150	54,150	37,950		中型	
			064		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			065	11月17日(火) ~ 11月19日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			066		64,050	64,050	44,850		大型	
			067		54,150	54,150	37,950		中型	
			068		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			069	12月15日(火) ~ 12月17日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			070		64,050	64,050	44,850		大型	
			071		54,150	54,150	37,950		中型	
			072		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			073	1月12日(火) ~ 1月14日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			074		64,050	64,050	44,850		大型	
			075		54,150	54,150	37,950		中型	
			076		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	
			077	3月9日(火) ~ 3月11日(木)	64,050	64,050	44,850	15	大型トレー	
			078		64,050	64,050	44,850		大型	
			079		54,150	54,150	37,950		中型	
			080		54,150	54,150	37,950		準中型 ※4	

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考	
特定研修施設	愛知県	中部トラック 総合研修センター	ドライバー基本研修 (3日間)	081	4月14日(火) ~ 4月16日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				082	5月19日(火) ~ 5月21日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				083	6月9日(火) ~ 6月11日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				084	8月25日(火) ~ 8月27日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				085	9月8日(火) ~ 9月10日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				086	10月13日(火) ~ 10月15日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				087	11月17日(火) ~ 11月19日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				088	12月15日(火) ~ 12月17日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
				089	1月12日(火) ~ 1月14日(木)	59,650	59,650	41,850	24		
	埼玉県	埼玉県トラック 総合教育センター	ドライバー研修 (3日間)	091	6月12日(金) ~ 6月14日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6	
				092	7月17日(金) ~ 7月19日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6	
				093	8月28日(金) ~ 8月30日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6	
				094	9月25日(金) ~ 9月27日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6	
				095	10月30日(金) ~ 11月1日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6	
				096	11月20日(金) ~ 11月22日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6	
			097	安全運転管理者研修(3日間)	2月5日(金) ~ 2月7日(日)	37,300	37,300	26,200	20	MT ※6	
	指定研修施設(研修所)	茨城県	自動車安全運転 センター安全運転 中央研修所	ドライバー研修 (3日間)	101	5月18日(月) ~ 5月20日(水)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型
					102	5月27日(水) ~ 5月29日(金)	※8 69,750	※8 69,750	48,850	30	準中型 ※9
					103	6月3日(水) ~ 6月5日(金)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型
104					8月3日(月) ~ 8月5日(水)	※8 69,750	※8 69,750	48,850	30	準中型 ※9	
105					8月26日(水) ~ 8月28日(金)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型	
106					2月1日(月) ~ 2月3日(水)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型	
107					2月19日(金) ~ 2月21日(日)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	中型 ※9	
108					2月24日(水) ~ 2月26日(金)	※8 88,250	※8 88,250	61,850	30	大型	
滋賀県		クレフィール湖東 交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	109	7月24日(金) ~ 7月26日(日)	83,820	83,820	58,720	20		
			110	1月7日(木) ~ 1月9日(土)	83,820	83,820	58,720	20			
指定研修施設(教習所)	北海道	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 北海道	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	115	5月15日(金) ~ 5月17日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区 ※12	
				116	9月11日(金) ~ 9月13日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区 ※12	
				117	10月17日(土) ~ 10月19日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区 ※12	
		添乗・指導管理者研修 (3日間)	118	7月10日(金) ~ 7月12日(日)	64,000	64,000	44,800	20	西地区 ※12		
			119	10月24日(土) ~ 10月26日(月)	64,000	64,000	44,800	20	東地区 ※12		
			120	5月10日(日) ~ 5月12日(火)	70,000	70,000	49,000	30			
青森県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 弘前	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	121	5月31日(日) ~ 6月2日(火)	70,000	70,000	49,000	30			
			122	6月28日(日) ~ 6月30日(火)	70,000	70,000	49,000	30			
			123	1月17日(日) ~ 1月19日(火)	70,000	70,000	49,000	30			
宮城県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 宮城	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	124	6月6日(土) ~ 6月8日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区 ※13		
			125	6月20日(土) ~ 6月22日(月)	66,000	66,000	46,200	20	東地区 ※13		
			126	7月4日(土) ~ 7月6日(月)	66,000	66,000	46,200	20	西地区 ※13		
			127	10月24日(土) ~ 10月26日(月)	66,000	66,000	46,200	20	東地区 ※13		
群馬県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ぐんま	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	128	4月11日(土) ~ 4月13日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
			129	5月16日(土) ~ 5月18日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
			130	6月27日(土) ~ 6月29日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
			131	7月18日(土) ~ 7月20日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
			132	10月3日(土) ~ 10月5日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
			133	11月7日(土) ~ 11月9日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
		(運行・安全運転・添乗) 管理者研修(3日間)	134	5月23日(土) ~ 5月25日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
			135	7月11日(土) ~ 7月13日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
			136	11月14日(土) ~ 11月16日(月)	72,160	72,160	50,560	20			
千葉県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 千葉 東洋自動車教習所	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	137	5月16日(土) ~ 5月18日(月)	72,270	72,270	50,670	20			
			138	6月22日(月) ~ 6月24日(水)	72,270	72,270	50,670	20			
			139	7月20日(月) ~ 7月22日(水)	72,270	72,270	50,670	20			
			140	10月3日(土) ~ 10月5日(月)	72,270	72,270	50,670	20			
			141	11月16日(月) ~ 11月18日(水)	72,270	72,270	50,670	20			
		安全運転管理者研修(3日間)	142	9月7日(月) ~ 9月9日(水)	72,270	72,270	50,670	20			
神奈川県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 小田原	一般・初任運転者研修 (3日間)	143	4月26日(日) ~ 4月28日(火)	72,600	72,600	50,900	20			
			144	6月21日(日) ~ 6月23日(火)	72,600	72,600	50,900	20			
			145	9月20日(日) ~ 9月22日(火)	72,600	72,600	50,900	20			
			146	11月1日(日) ~ 11月3日(火)	72,600	72,600	50,900	20			

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧

研修区分	所在地	研修施設	研修名	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	Gマーク事業者 全ト協助成額 (10/10)	全ト協助成額 (7/10)	定員	備考
指定研修施設 (教習所)	岐阜県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 大原	ドライバー安全研修 (3日間)	147	4月18日(土) ~ 4月20日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~ 大型 ※14
				148	5月16日(土) ~ 5月18日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~ 大型 ※14
				149	6月13日(土) ~ 6月15日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~ 大型 ※14
				150	7月11日(土) ~ 7月13日(月)	63,800	63,800	44,700	20	準中型~ 大型 ※14
	兵庫県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ABOSHI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	151	5月12日(火) ~ 5月14日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				152	5月26日(火) ~ 5月28日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
				153	10月20日(火) ~ 10月22日(木)	72,860	72,860	51,060	20	
	広島県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー テクノ	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	154	5月16日(土) ~ 5月18日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型~ 大型 ※15
				155	6月13日(土) ~ 6月15日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型~ 大型 ※15
				156	10月10日(土) ~ 10月12日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型~ 大型 ※15
	愛媛県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー 石原	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	157	11月14日(土) ~ 11月16日(月)	72,500	72,500	50,800	20	準中型~ 大型 ※15
				158	6月26日(金) ~ 6月28日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				159	10月2日(金) ~ 10月4日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
	福岡県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	160	11月13日(金) ~ 11月15日(日)	72,600	72,600	50,900	20	
				161	4月11日(土) ~ 4月13日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				162	4月25日(土) ~ 4月27日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				163	6月6日(土) ~ 6月8日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				164	6月27日(土) ~ 6月29日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				165	8月29日(土) ~ 8月31日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
			166	9月19日(土) ~ 9月21日(月)	67,000	67,000	46,900	20		
宮崎県	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任ドライバー研修 (3日間)	167	11月21日(土) ~ 11月23日(月)	67,000	67,000	46,900	20		
			168	5月16日(土) ~ 5月18日(月)	67,000	67,000	46,900	20		
			169	7月18日(土) ~ 7月20日(月)	67,000	67,000	46,900	20		
			170	10月17日(土) ~ 10月19日(月)	67,000	67,000	46,900	20		
			添乗・指導管理者研修 (3日間)	171	5月9日(土) ~ 5月11日(月)	67,000	67,000	46,900	20	
				172	11月14日(土) ~ 11月16日(月)	67,000	67,000	46,900	20	

(全体の注意事項について)

- ※1. 研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には所定の宿泊代・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)
- ※2. 都道府県トラック協会の予算等の都合により、助成金の交付が受けられない場合でも、自費負担にてこれらの研修を受講することは可能です。
- ※3. 研修施設の近隣にお住まいの場合等、研修期間中に宿泊をせず、自宅等から研修施設に通うことをご希望される場合は、その可否等について当該研修施設にお問い合わせ下さい。

(各研修施設における注意事項について)

- ※4. 中部トラック総合研修センターの「準中型」は5t限定準中型免許不可です。
- ※5. 中部トラック総合研修センターでは送迎、前泊、後泊不可です。
- ※6. 埼玉県トラック総合教育センターの研修はAT限定免許不可です。
- ※7. 埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊不可です。
- ※8. 自動車安全運転センターのみ、食事代は現地払いとなります。受講料納入にあたっては、所定の食事代(4,250円)を差し引いた金額をお支払いください。なお、所定の金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。
- ※9. 自動車安全運転センターの「中型」は中型8t限定免許不可、「準中型」は準中型5t限定免許不可です。
(大型は11トン車、中型は4トン・6トン車、準中型はMT車を使用)
- ※10. 自動車安全運転センターは後泊不可です。
- ※11. 指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の手配の可否・料金等は、研修施設へお問い合わせください。
- ※12. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※13. ドライビングアカデミー宮城は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。
- ※14. ドライビングアカデミー大原の準中型以上(5t限定準中型免許不可)の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。
- ※15. ドライビングアカデミーテクノの準中型以上の定員の内訳人数は研修施設へお問い合わせください。

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修（ONGA・2日間）

(税込価格)

研修区分	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料(円)
指定研修施設	総合交通教育センター ドライビングアカデミー ONGA	一般・初任・貨物 運転者研修	1020	【鹿児島県トラック協会】 5/2(土) - 3(日) 、 5/9(土) - 10(日) 、 5/23(土) - 24(日) 6/13(土) - 14(日) 、 6/20(土) - 21(日) 、 7/4(土) - 5(日) 7/11(土) - 12(日) 、 7/25(土) - 26(日) 、 8/1(土) - 2(日) 8/22(土) - 23(日) 、 9/5(土) - 6(日) 、 9/12(土) - 13(日) 10/10(土) - 11(日) 、 10/24(土) - 25(日) 、 11/7(土) - 8(日) 11/14(土) - 15(日) 、 11/28(土) - 29(日) 、 12/5(土) - 6(日) 1/9(土) - 10(日)	49,500

●研修受講料は税込価格です。

また、研修受講料には研修料、宿泊代、食事代を含みます。（所定の金額を超えるものは自己負担となります）

●日程等については、変更する場合がありますので、受講する際には必ず研修施設にお問い合わせ下さい。

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修（MIYUKI・2日間）

(税込価格)

研修区分	研修施設	研修名	研修コード	日程	研修受講料(円)
指定研修施設	総合交通教育センター ドライビングアカデミー MIYUKI	一般・初任 ドライバー研修	1022	4/25(土) - 26(日) 、 5/23(土) - 24(日) 6/27(土) - 28(日) 9/26(土) - 27(日) 10/24(土) - 25(日)	40,000

●研修受講料は税込価格です。また、研修受講料には研修料、宿泊代、食事代を含みます。（所定の金額を超えるものは自己負担となります）

●日程等については、変更する場合がありますので、受講する際には必ず研修施設にお問い合わせ下さい。

●研修の募集人員については、研修施設へお問い合わせ下さい。

令和2年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【安全運転研修対象一覧（県卜協）】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所 助成額	Gマーク事業所 以外助成額	定員	備考
県卜協 指定 研修	マジオドライバースクール鹿児島校 (鹿児島市) ・半日コース (平日・土曜・日曜) 10:00~15:00 (昼食休憩含む。) ・夜間コース (土曜) 17:00~21:00 (休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿マ1	5月13日(水)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ2	5月20日(水)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ3	5月27日(水)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ4	6月6日(土)	15,400	15,400	10,000	3	*土曜
			鹿マ5	6月14日(日)	15,400	15,400	10,000	3	*日曜
			鹿マ6	6月24日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿マ7	7月8日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿マ8	7月15日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿マ9	9月5日(土)	15,400	15,400	10,000	3	*土曜
			鹿マ10	9月23日(水)	15,400	15,400	10,000	6	*平日
			鹿マ11	10月3日(土)	15,400	15,400	10,000	6	*土曜/夜間
			鹿マ12	10月18日(日)	15,400	15,400	10,000	3	*日曜
			鹿マ13	11月4日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿マ14	令和3年1月20日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
空港自動車学校 (霧島市)	・半日コース (平日・土曜・日曜) 9:00~14:00 (昼食休憩含む。)	ドライバー研修 (半日)	鹿<1	5月20日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿<2	6月24日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿<3	7月4日(土)	15,400	15,400	10,000	3	*土曜
			鹿<4	9月16日(水)	15,400	15,400	10,000	3	*平日
			鹿<5	9月26日(土)	15,400	15,400	10,000	3	*土曜

令和2年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【初任運転者等研修対象一覧（県ト協）】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
初任運転者等研修（県ト協）	マジオドライバーズスクール鹿児島校（鹿児島市） 1日目：9：20～18：20 2日目：9：30～17：20 （昼食休憩含む） 【※研修実施場所】 マジオワークライセンススクール鹿児島校 鹿児島市卸本町6-19	初任運転者教育研修（2日間）	鹿マ初1	4月20日（月）～21日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初2	5月18日（月）～19日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初3	6月22日（月）～23日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初4	7月20日（月）～21日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初5	9月7日（月）～8日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初6	10月19日（月）～20日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初7	11月16日（月）～17日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
			鹿マ初8	令和3年1月18日（月）～19日（火）	10,000	6,000	4,000	20	2日間
	みゆき学園（けいゆう自動車学校）（都城市） 1日目：9：20～18：20 2日目：9：30～17：20 （昼食休憩含む）	初任運転者教育研修（2日間）	鹿み初1	7月16日（木）～17日（金）	10,000	6,000	4,000	15	2日間
			鹿み初2	11月18日（水）～19日（木）	10,000	6,000	4,000	15	2日間
			鹿み初3	令和3年1月14日（木）～15日（金）	10,000	6,000	4,000	15	2日間

※上記の研修については、1研修5名以上で実施します。

令和2年度貨物自動車ドライバー等安全運転研修助成金【事故・違反運転者研修対象一覧（県ト協）】

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料	Gマーク事業所助成額	Gマーク事業所以外助成額	定員	備考
事故・違反運転者研修（県ト協）	マジオドライバーズスクール鹿児島校（鹿児島市） 9：30～16：30 （昼食休憩含む）	事故・違反運転者研修（1日間）	マ事	実施については、研修実施先と日程調整を行って決定します。	34,600	10,000	5,000	1	

※上記の研修については、1研修1名で実施します。

◆事前に会社（管理者等）に事故状況等について、ヒアリングを実施します。

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修カリキュラム (ONGA・2日間)

【1日目】

時間	一般的な指導監督・初任運転者に対する貨物運転者研修	項目	
11:00~	【講義】 ○ プロドライバーとしての心構え（社会人としてのモラル・マナー） ※初任のみ	1	
13:00~	【開講式】 オリエンテーション（個人カルテ作成・自己紹介）		
13:30~	【実技】 ○ 偏荷重と制動時の影響・積載方法の理解 ○ シートベルトの必要性 ○ 追突事故の検証（低速走行での衝撃体験） ○ 被害軽減システム（SRS・衝撃吸収ステアリング・プリテンショナー・FUP/RUP）	4 12	
14:40~	【実技】 ○ 点呼 日常点検（基本的な点検項目実施・目的と要領・事故事例とその影響）	2 3	
15:40~	【実技 省燃費研修】 通常走行事前説明		
16:10~	Aグループ	Bグループ	
	【実技】 ○ 通常走行での走行	【実技】 ○ 自走事故防止 乗車前確認行動	1 2
	【実技】 ○ 自走事故防止 乗車前確認行動	【実技】 ○ 通常走行での走行	1 2
17:00~	【走行説明】 エコドライブ走行事前説明等（省燃費運転とは）		
① 17:20~	【実技】 ○ エコドライブでの走行	【実技】トラック（トレーラ）の構造上の特性 ○ 貨物車（トレーラ）右左折の危険性等	1 3
	【実技】トラック（トレーラ）の構造上の特性 ○ 貨物車（トレーラ）右左折の危険性等	【実技】 ○ エコドライブでの走行	1 3
18:10~	★休憩（軽食）		
18:30~	【講義 エコドライブの効果】（走行データ結果の比較）	1	
19:30~	【実技】 ○ 夜間検証 ○ 視認性・蒸発現象・眩惑・夜間走行 ○ 注意喚起手法（指差呼称の活用）と緊急時の対応	8	
21:00	1日目終了		

【2日目】

時間	内容	
9:00~	【講義】 ○ トラック運転者の使命と役割 ○ 交通事故統計からの事故防止 ○ 生活道路・交差点での危険予測運転の重要性（ドライブレコーダー） ・ 交通弱者等に対する注意点 ・ 直進時、右左折時の基本的な運転方法と注意点 ○ 運行経路情報の事前把握と適切な運行経路選択の必要性 ○ 生活習慣の改善と精神面の健康管理 ・ 医薬品使用上の注意及び飲酒運転防止 ○ 安全輸送を心がけるには	1 7 10 11
11:00~	【適性検査】 ○ 一般診断 ○ 初任診断 （産業カウンセラーによるカウンセリング）	9
12:00~	昼食	
13:00~	【実技】 ○ ブレーキング（スキッドパン走行） ・ フルロックブレーキ ・ ABS/非ABSの体験 ○ 定量積載と過積載・事故の要因と罰則 ○ 危険物運搬車の特性と注意事項等 ○ 安全装置の理解と効果（EBS・VSC・ABS・TRC等の効果）	4 5 6 12
15:00~	【閉講式】 エバリュエーション ・ アンケート作成	
15:00~ 16:00	【講義】 ○ 産業カウンセラーによるカウンセリング（初任適性診断を受診された方） ○ 講話（初任適性診断を受診していない初任運転者の方） ※初任のみ	9

※ 天候・季節・適性診断受診者数等により内容、時間、項目に変更あり（指導指針項目に変更はありません）

総合交通教育センター福岡
ドライビングアカデミーONGA
おんが自動車学校

令和2年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象一般研修カリキュラム (MIYUKI・2日間)

日	時 間	内 容	
1 日 目	11:00～	講 義	トラックを運転する場合の心構え ○プロドライバーとしての心構え (社会人としてのモラル・マナー) ※ 初任のみ
	12:00～	昼 食	
	13:00～	開 講 式	オリエンテーション (個人カルテ作成・自己紹介)
	13:30～	適性検査	運転者の運転適性に応じた安全運転 ○OD式運転適性検査 (企業向・管理者保管資料)
	14:40～	実技体験	貨物の正しい積載方法 ○偏荷重と制動・積載方法の理解 ○シートベルトの必要性 (偏荷重と制動時の影響) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ○追突事故の検証 (低速走行での衝撃体験) ○被害軽減システム (SRS・衝撃吸収ステアリング・プリテンショナー等)
	15:40～	実技体験	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ○点呼、日常点検の目的と要領 (点検を怠ることにより起こる危険性と点検に対する意識) トラック (トレーラ) の構造上の特性
	16:40～	事前説明	トラックを運転する場合の心構え ○通常走行事前説明 省燃費研修
	17:10～	実技体験	トラックを運転する場合の心構え ○通常走行での走行 トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 ○自走事故防止策・乗車前確認行動
	18:00～	休 憩 (軽食)	
	18:20～	事前説明	エコドライブ走行事前説明等 (省燃費運転とは)
	18:40～	実技体験	トラックを運転する場合の心構え ○エコドライブでの走行 トラックの構造上の特性 ○貨物車 (トレーラ) 右左折の危険性等
	19:30～	実技体験	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 ○夜間走行の危険性 視界、視覚の盲点 ○夜間検証・視認性、蒸発現象、眩惑、夜間走行 ○注意喚起手法 (指差呼称の活用) と緊急時の対応
21:00	終 了		

日	時 間	内 容	
2 日 目	9:00～	講 義	トラックを運転する場合の心構え ○エコドライブの効果 (走行データ 結果の比較)
	10:00～	講 義	トラックを運転する場合の心構え ○トラック運転者の使命と役割 ○交通事故統計からの事故防止 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 ○運行経路情報の事前把握と適切な運行経路選択の必要性 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 健康管理の重要性 ○生活習慣の改善と精神面の健康管理 ○医薬品使用上の注意及び飲酒運転防止 ○現状の問題点はないか ブレーンストーミング ○安全輸送を心がけるには
	12:30～	昼 食	
	13:20～	実技体験	荷物 (危険物) を運搬する場合に留意すべき事 ○タンクローリーの特性と注意事項等 過積載の危険性 ○定量積載と過積載・事故の要因と罰則 貨物の正しい積載方法 ○ブレーキング (フルロックブレーキ) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 ○安全装置の理解と効果 (EBS・VSC・ABS・TRC等の効果)
	15:40～	閉 講 式	エバリュエーション・アンケート作成
	16:00～	講 義	運転者の運転適性に応じた安全運転 ○運転者適性診断の必要性 ○適性診断結果の活用 ※ 初任のみ
	17:00	終 了	

県ト協指定研修【マジオドライビングスクール鹿児島校 研修カリキュラム：半日コース】

時間	実施項目	場所	時間
10:00 ～ 10:10	◎開講 ・研修実施要領説明 ・諸注意案内 ※アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無の確認をします。	教室	10分
10:10 ～ 10:30	◎交差点の右左折方法 ・道路交通法上の正しい右左折方法の理解 ・右左折時の注意点と具体的対策(グループワーク)	教室	20分
10:30 ～ 11:00	◎危険予測 ・人の行動心理を理解した防衛運転 ・道路環境に潜む危険(危険予測ディスカッション)	教室	30分
11:00 ～ 12:10	◎講話 ・貨物車による事故事例及び統計からみる防止策 ・感情コントロール 事故、違反の要因としてその時の感情が大きく左右します。自分の感情をコントロールするためにまずは原因が何なのか 探します。 ・あおり運転の防止と対策	教室	70分
12:10 ～ 12:50	◎昼食		40分
12:50 ～ 13:40	◎実技 ・日常点検 日々の点検箇所の確認を行います。 ・基本の再確認 右左折方法など 基本走行の確認を行い同乗者同士でお互いの行動から改善点を見つけ自身の運転に活かします	所内コース	50分
13:40 ～ 14:20	◎実技 ・後退時の事故の特徴を話し合い、安全運転行動に取り組む ・死角の確認や車の誘導など基本的走行を見直す	所内コース	40分
14:20 ～ 14:50	◎運転技能診断結果及びディスカッション ・自身の運転特性を理解するとともに、より安全運転するための意識改革を目的とします。	教室	30分
14:50 ～ 15:00	◎閉講 ・アンケート記入 ・講評	教室	10分

4.5時間

※運転免許証を忘れた方は本研修を受講できませんので、必ず持参してください。

※開始時間に遅れた場合は本研修を受講できません。

※適宜休憩をとります。

県ト協指定研修【マジオドライビングスクール鹿児島校 研修カリキュラム：夜間コース】

時間	実施項目	場所	時間
17:00 ～ 17:10	◎開講 ・研修実施要領説明 ・諸注意案内 ※アルコール検知器を使用し、酒気帯びの有無の確認をします。 ※運転免許証の携帯を確認します。	教室	10分
17:10 ～ 18:20	◎講話 ・貨物車による事故事例及び統計からみる防止策 ・感情コントロール 事故、違反の要因としてその時の感情が大きく左右します。自分の感情をコントロールするためにまずは原因が何なのか探ります。 ・あおり運転の防止と対策	教室	70分
18:20 ～ 19:10	◎実技 ・日常点検 日々の点検箇所の確認を行います。 ・基本の再確認 右左折方法など 基本走行の確認を行い同乗者同士でお互いの行動から自身の運転に改善の必要がないかを振り返ります。	所内コース	50分
19:10 ～ 20:00	◎実技 ・後退時の事故の特徴を話し合い、安全運転行動に取り組む ・死角の確認や車の誘導など基本的走行を見直す	所内コース	50分
20:00 ～ 20:40	◎夜間訓練 ・昼夜間の見え方の違いを体験することによりどのような危険が考えられるかを理解します。	所内コース 及び 教室	40分
20:40 ～ 21:00	◎閉講 ・アンケート記入 ・事故被害者の声 ・講評	教室	20分

4時間

※適宜休憩をとります。

※運転免許証を忘れた方は本研修を受講できませんので、必ず持参してください。

※開始時間に遅れた場合は本研修を受講できません。

※夜間訓練も実施します。万が一の寒さなどへの対策もお願い致します。

県ト協指定研修【空港自動車学校 研修カリキュラム：半日コース】

時間	実施内容
9:00～9:10	<ul style="list-style-type: none"> ・開講 研修説明等
	A 班
9:10～10:10	<ul style="list-style-type: none"> ・OD 式安全性テスト 安全運転に関する適性を総合的に診断します。
10:10～11:10	<ul style="list-style-type: none"> ・路上走行 トラックにドライブレコーダーを搭載し走行します。(同乗指導含む)
11:10～12:10	<ul style="list-style-type: none"> ・ディスカッション 走行の振り返りとしてドライブレコーダーの映像を確認しながら個癖の修正を図ります。
12:10～12:40	昼食
12:40～13:20	<ul style="list-style-type: none"> ・ケーススタディ 追突、交差点、後退時などの事故防止を目的に体験実習をします。
13:20～13:50	<ul style="list-style-type: none"> ・座学 特徴的な交通事故事例や交通情勢をもとにプロドライバーとしての安全意識の向上を図ります。
13:50～14:00	<ul style="list-style-type: none"> ・閉講 アンケート記入等

実施項目	実施場所
・OD 式安全性テスト、ディスカッション、座学	教室
・路上走行	路上コース
・ケーススタディ	所内コース

◎ 運転実習は全てトラックを使用します。

初任運転者研修カリキュラム
マジオドライビングスクール鹿児島校・みゆき学園(共通)

1日目(合計8時間)

時 間	項 目	所要時間	備 考
9:20～ 9:30	オリエンテーション	10分	
9:30～10:30	① トラックを運転する場合の心構え 1. トラック輸送の社会的重要性 2. トラック事故の社会的影響 3. 交通事故統計を用いた教育 4. 安全運行の心構え	60分	座学
10:30～11:30	⑥ 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 1. 危険物の性状 2. 危険物輸送の基本事項 3. タンクローリー運行上の注意事項	60分	座学
11:30～12:30	⑦ 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況 1. 適切な運行経路の選択と経路情報の把握 2. 許可運送における経路選択	60分	座学
12:30～13:20	昼 食	50分	
13:20～15:20	② トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 1. トラック運行に係る法令 2. 義務を果たさない場合の影響の把握	120分	座学 実技
15:20～17:20	③ トラックの構造上の特性 1. トラックの特性に合わせた運転 2. トレーラーの特性に合わせた運転 3. 貨物の特性を理解した運転	120分	座学 実技
17:20～18:20	⑧ 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 1. 危険予測運転の必要性 2. 危険予測のポイント 3. 危険予知訓練 4. 指差呼称及び安全呼称 5. 緊急時における適切な対応	60分	座学

※1 研修時は適宜休憩をはさみます。

※2 項目②③④の実技時間は、概ね1/2以上とします。

2日目(合計7時間)

時 間	項 目	所要時間	備 考
9:30～10:30	⑨ 運転者の運転適性に応じた安全運転 1. 適性診断の必要性 2. 適性診断結果の活用方法	60分	座学
10:30～11:30	⑩ 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法 1. 交通事故の生理的・心理的要因 2. 過労運転防止のための留意点 3. 飲酒や薬物の影響による危険運転防止のための留意点 4. ヒューマンエラーを防ぐために	60分	座学
11:30～12:30	⑪ 健康管理の重要性 1. 健康起因の事故と健康管理の必要性 2. 健康管理のポイント	60分	座学
12:30～13:20	昼 食	50分	
13:20～15:20	④ 貨物の正しい積載方法 1. 偏荷重の危険性 2. 安全輸送のための積付け・固縛の方法 3. 荷崩れ防止のための走行中の留意点	120分	座学 実技
15:20～16:20	⑤ 過積載の危険性 1. 過積載による事故要因と社会的影響 2. 過積載による罰則 3. 過積載の防止	60分	座学
16:20～17:20	⑫ 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 1. 運転支援装置に係る事故の事例 2. 運転支援装置の性能及び留意点	60分	座学

※1 研修時は適宜休憩をはさみます。

※2 項目②③④の実技時間は、概ね1/2以上とします。

〈 事故惹起運転者に対する特別な指導を含む研修 〉

時間	課目	項目	実施場所	実施内容	分
9:30 ～ 9:40		開 講	教 室	・ 研修目的及び研修内容説明 ・ 免許証の確認とアルコールチェック	10
9:40 ～ 10:30	座 学	カウンセリングを用いた事故振り返り	教 室	・ 事故時の状況やその後の反省、今後の改善対策 などカウンセリング技法を用いて実施。 事故違反者自身の気付き、自己成長に繋げる。	50
10:30 ～ 12:00	座 学	感情コントロール及び社会的責任	教 室	・ 安全運転に必要な心理的生理的知識 ・ 事故の及ぼす影響と社会的責任など	90
13:00 ～ 14:00	実 技	自分自身の運転弱点と、改善走行	路 上	・ 運転行動から車両への影響など数値化し、自身の運転を振り返る(ドライブドクターObjet使用)	60
14:00 ～ 15:00	座 学	法令の再確認及び自己啓発	教 室	・ 運転者が遵守すべき事項の再確認 ・ 個人ワーク「安全な運転に対し不足していたこと」	60
15:00 ～ 16:00	座 学	事故再発防止対策	教 室	交通事故実例の分析に基づく再発防止対策 ・ 交通事故実例の分析及び研究 ・ 車の技術とヒューマンエラーによる事故	60
16:00 ～ 16:30	座 学	閉 講	教 室	・ 安全運転及び事故防止決意文作成 ・ アンケート記入 ・ 総括	30

6 時間

※事故違反者研修時は、事前に会社（安全担当者様など）に事故状況などヒアリングを実施させていただきます。

※カウンセリングの状況によっては、カウンセリング時間を延長する場合があります。

- ・ 休憩は適宜もうけます。
- ・ 研修時の交通違反は自己責任となります。
- ・ 免許及び免許条件を忘れないようお願いします。
- ・ 受講後は、研修修了証・コメントなどをお渡ししますので、御社にて指導及び監督に活用及び保存下さい。

マジオドライバーズスクール鹿児島校

ドライバー等安全教育訓練等（助成申込書）

鹿児島県トラック協会会長 殿		申込年月日 令和 年 月 日	
研修施設	1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東 5. ドライビングアカデミー北海道 6. ドライビングアカデミー弘前 7. ドライビングアカデミー宮城 8. ドライビングアカデミーぐんま 9. ドライビングアカデミー千葉 10. ドライビングアカデミー小田原 11. ドライビングアカデミー大原 12. ドライビングアカデミーABOSHI 13. ドライビングアカデミーテクノ 14. ドライビングアカデミー石原 ----- 15. ドライビングアカデミーONGA 16. ドライビングアカデミーMIYUKI 17. ドライビングアカデミーONGA(2日間) 18. ドライビングアカデミーMIYUKI(けいゆうDS)(2日間) 19. マジオドライバーズスクール 20. 空港自動車学校		
種別 (全ト協研修)	1. 特別研修 2. 一般研修 *研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名: ()		
種別 (県ト協研修)	1. ドライバー研修(2日間) 2. ドライバー研修(半日) 3. 初任運転者等研修 4. 事故・違反運転者研修		
日程等	特別研修 (3泊4日) 全ト協 (2泊3日) 一般研修 (1泊2日)	研修コード <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)	
	県ト協研修	研修コード <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> <input style="width: 40px;" type="text"/> 令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間) ※事故・違反運転者研修申込の場合は、研修施設先と日程調整後、報告を行うこと。 令和 年 月 日	
事業者名		Ⓜ	
支店・営業所名			
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者	役職	氏名	
会社所在地		〒 -	
電 話		()	FAX ()
研修受講者 (ドライバー等)	ふりがな	生年月日	昭和・平成 年 月 日生
	氏名	乗車トン数	トン車 <small>※埼玉県トラック総合教育センターを申込の方のみ記入</small>
※初任運転者研修 申込みの場合		入社年月日: 年 月 日 ・事業用車両の運転経験の有無: 有・無 免許の種類: 大型・けん引・中型(8トン限定含む)・準中型・準中型(5トン限定)・普通(3.5トン未満) ○初任診断の受診の有無:(受診済・未受診) ○運転する(している)車両:[大型・中型・その他()]	
自宅住所		〒 - 自宅電話(緊急連絡先) ()	
研修受講料		円 *別紙の研修日程一覧等でご確認ください。	
前泊 (助成対象外)	する・しない <small>(対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)</small>	後泊 (助成対象外)	する・しない <small>(対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。)</small>
備 考		送迎希望→ <input type="checkbox"/> ((対応可否については予約時に各研修施設へお問合せください。))	

※1. 申込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。(全ト協研修) ※(19)及び(20)の研修施設は除く。
 ※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。
 ※3. 鹿児島県トラック協会に提出してください。 ※4. 埼玉県トラック総合教育センターを受講する場合は、乗車トン数を記入ください。
 ※5. 中部トラック総合研修センター、埼玉県トラック総合教育センターは前泊、後泊出来ません。
 ※6. 安全運転中央研修所は後泊はできません。
 ※7. その他の指定研修施設(教習所)における前泊・後泊の可否は、研修施設へお問い合わせください。
 ※8. Gマーク認定事業所の場合は、Gマーク認定書(写し)を添付してください。 ◆地方協会→FAX→研修施設

ドライバー等安全教育訓練等(実施報告書)

鹿児島県トラック協会会長 殿		報告年月日 令和 年 月 日	
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東 5. ドライビングアカデミー北海道 6. ドライビングアカデミー弘前 7. ドライビングアカデミー宮城 8. ドライビングアカデミーぐんま 9. ドライビングアカデミー千葉 10. ドライビングアカデミー小田原 11. ドライビングアカデミー大原 12. ドライビングアカデミーABOSHI 13. ドライビングアカデミーテクノ 14. ドライビングアカデミー石原 ----- 15. ドライビングアカデミーONGA 16. ドライビングアカデミーMIYUKI 17. ドライビングアカデミーONGA(2日間) 18. ドライビングアカデミーMIYUKI(けいゆうDS)(2日間) 19. マジオドライバーズスクール 20. 空港自動車学校	
種別 (全ト協研修)		1. 特別研修 2. 一般研修 *研修名は、研修日程一覧等でご確認ください。 研修名:()	
種別 (県ト協研修)		1. ドライバー研修(2日間) 2. ドライバー研修(半日) 3. 初任運転者等研修 4. 事故・違反運転者研修	
日程等	特別研修 全 (3泊4日) ト (2泊3日) 協 一般研修 (1泊2日)	研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
	県ト協研修	研修コード	令和 年 月 日 ~ 月 日 (日間)
		※事故・違反運転者研修	令和 年 月 日
事業者名及び支店・営業所名		Ⓜ	
Gマーク認定証番号 (該当の場合のみ記入)			
申込責任者	役職	氏名	
会社所在地	〒	-	
電 話	()	FAX	()
研修受講者 (ドライバー等)	ふりがな 氏名	昭和・平成 年 月 日生	
備 考			

○添付書類

(1) 研修参加報告書(全ト協研修受講の場合)

(2) 研修修了証の写し

(3) 受講料に係る領収書(銀行振込金受取証等でも可)の写し

※1. 太線内をまれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※2. 鹿児島県トラック協会に提出してください。

※3. 安全運転中央研修所の研修受講料(特別研修)には施設に納入した受講料に基準となる食事代を含めた金額をご記入してください。【<記入例>研修コード101の場合:7割助成→¥61,850/Gマーク→¥88,250】

また、食事代に係る領収書は添付不要です。

研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

1. 研修に参加した感想（○で囲んでください。）

- A. 大変役に立った B. 役に立った C. どちらとも言えない
D. あまり役に立たなかった E. ほとんど役に立たなかった

2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をしてください。

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いてください。

3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いてください。

4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足 B. 悪い C. どちらでもない

5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いてください。

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可
ご協力ありがとうございました

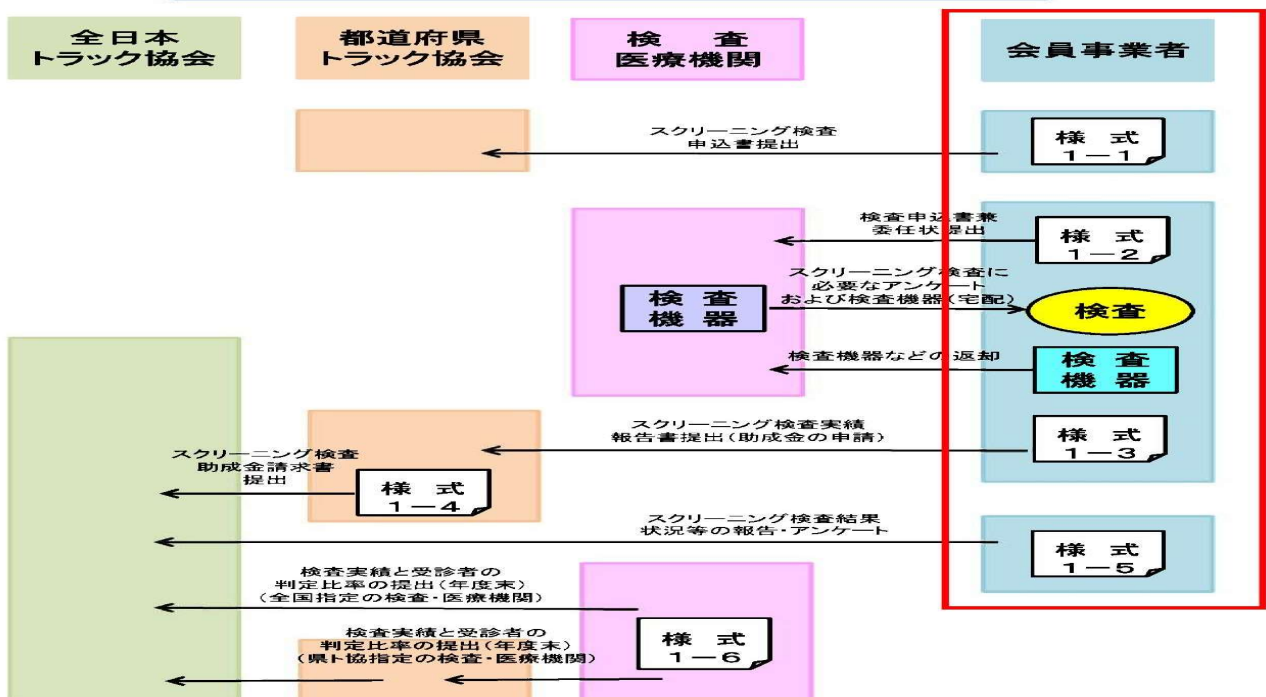
（公社）全日本トラック協会

事前申込(精密検査除く。)が必要

助成事業名称	<p>9 睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成金(精密検査含む。)</p>
対象機器(検査)等	<p>SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である次に掲げる検査とする。</p> <p>(1) 第1次検査(簡易アンケートによるチェック、解析、判定)</p> <p>(2) 第2次検査(フローセンサ法やパルスオキシメトリ法による簡易スクリーニング検査)</p> <p>(3) 精密検査</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)及び(2)の検査費用のうち、</p> <p>① 第1次検査費用については、1人あたり1,000円(上限)とする。</p> <p>② 第2次検査費用については、1人あたり4,000円(上限)とする。</p> <p>③ 第1次検査及び第2次検査を同時に実施している場合は、合計検査費用の合計額1名あたり計5,000円(上限)とする。</p> <p>なお、上記対象検査(1)及び(2)について、1会員あたりの助成人数については、</p> <p>(ア) 登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】80台以上の場合40名までとする。</p> <p> なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、50名までとする。</p> <p>(イ) 登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】40～79台の場合30名までとする。</p> <p> なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、40名までとする。</p> <p>(ウ) 登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】20台～39台の場合20名までとする。</p> <p> なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、30名までとする。</p> <p>(エ) 登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】20台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引車)までとする。</p> <hr/> <p>上記(3)については、会員が負担した検査費用(税抜)とし、1名あたり、10,000円(上限)とする。ただし、1会員2名までとする。</p> <p> なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員4名までとする。</p> <hr/> <p>注 上記の(1)・(2)及び(3)の検査の助成対象者は、会員の鹿児島県内の認可営業所に在籍している運転者・荷扱手等とする。</p>
予算額	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
申請手続き及び報告等について	<p>※睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査等助成(SAS)様式を使用すること。</p> <p>助成金の交付を受けようとするときは、事前に(SAS)様式1-1のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査事前申込書を当協会に、(SAS)様式1-2のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状を全ト協指定の検査・医療機関に提出しなければならない。助成金を受ける会員は、(SAS)様式1-3のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査助成金申請書を当協会に提出し、あわせて(SAS)様式1-5のトラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査結果状況等の報告書に基</p>

	<p>づき、結果及び(SAS)アンケートの検査・医療機関についてのアンケートを全日本トラック協会へ提出しなければならぬ。なお、精密検査を実施し、助成金の交付を受けようとするときは、様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と睡眠時無呼吸症候群診断実施内訳書を当協会に提出し請求するものとする。</p>
備 考	<p>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</p> <p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p> <p>(検査・医療機関名)</p> <p>◆NPO法人 睡眠健康研究所 〒156-0042 東京都世田谷区羽根木1-25-16 TEL 03-5355-9941 FAX 03-5355-9956 URL http://sleep.umin.jp/</p> <p>◆NPO法人 ヘルスケアネットワーク 〒536-0014 大阪府大阪市城東区鴨野西2-11-2 大阪府トラック総合会館3階 TEL 06-6965-3666 FAX 06-6965-5261 URL https://sas.ochis-net.jp/</p> <p>◆一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター 〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2階 TEL 03-3359-9010 FAX 03-3353-5431 URL http://www.sas-support.or.jp/</p>

書類提出～助成までの流れ



トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査事前申込書

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査を申し込みます。

事業者名	
代表者名	印
住所	〒 -
電話 / FAX番号	
連絡責任者名	
連絡先電話番号	

検査を申込みされる検査・医療機関名の右側に、申込みされる人数をご記入ください。

全 ト 協 指 定 機 関	<u>NPO 法人 睡眠健康研究所</u>	人
	<u>NPO 法人 ヘルスケアネットワーク</u>	人
	<u>一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター</u>	人

申込検査・医療機関が、「全ト協指定検査・医療機関」以外の場合は、下記にご記入ください。

地 方 協 会 指 定 機 関	検査・医療機関名	人
	代表者名	
	住所	
	〒 -	
	電話番号	
	担当者名	

- ※ 社会保険等加入に係る誓約書を一緒に提出してください。
- ※ 受診者数に変更が生じた場合は、必ず都道府県トラック協会までご連絡下さい。
特に増員については、受診前に連絡がない場合は助成が受けられなくなる場合もございます。

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名		(連絡責任者) 役職・氏名	
代表者名	印	電話番号	
住所	〒 -		

- 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかる一切の事務及びSASスクリーニング検査結果の受領については、上記事業者委任致します。
また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SASが原因と思われる労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
- 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報の保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
- 私(事業者、申込者)は、SASスクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
- 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。
なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器 No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
1				令和 年 月 日	
2				令和 年 月 日	
3				令和 年 月 日	
4				令和 年 月 日	
5				令和 年 月 日	

No.	機器 No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日	印
6				令和 年 月 日	
7				令和 年 月 日	
8				令和 年 月 日	
9				令和 年 月 日	
10				令和 年 月 日	
11				令和 年 月 日	
12				令和 年 月 日	
13				令和 年 月 日	
14				令和 年 月 日	
15				令和 年 月 日	
16				令和 年 月 日	
17				令和 年 月 日	
18				令和 年 月 日	
19				令和 年 月 日	
20				令和 年 月 日	

(注) 都道府県トラック協会への申請(SAS様式1-1)の提出はお済みでしょうか。
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人鹿児島県トラック協会 会長 殿

トラック運転者の「睡眠時無呼吸症候群(SAS)」スクリーニング検査助成金の交付を申請いたします。

助成金交付申請金額 _____ 円

受診した検査・医療機関 いずれかを○で囲んでください。 地方協会 指定検査・医療機関 で受診の場合 検査・医療機関を ご記入ください。	1. NPO 法人睡眠健康研究所 2. NPO 法人ヘルスケアネットワーク 3. 一般財団法人 運輸・交通 SAS 対策支援センター 4. 地方協会指定 検査・医療機関 検査・医療機関名 _____ 代表者名 _____ 住所 〒 — _____ 電話番号 _____ 担当者名 _____		
	事業者名		
代表者名	印		
住所	〒 —		
電話番号			
一次検査受診者数	_____ 人	二次検査受診者数	_____ 人
事前申込書【様式1-1】でご記入いただいた申込み人数		_____ 人	
事前申込書【様式1-1】に対する受診状況についていずれかを○で囲んでください。 1. 申請通りに全員受診済み 2. 一部未受診者あり (①これから受診する _____ 人 ②受診は中止する _____ 人) ※ 未受診の方は早急に検査を受けてください。また、事前申込書の検査受診人数を超過することはできません。			
振込先 金融機関	金融機関名	銀行	支店
	口座名義		
	口座番号	1. 普通 2. 当座	

※ 検査・医療機関の検査明細書の写し及び領収書の写しを添付してください。

全日本トラック協会 交通・環境部 宛
F A X 03-3354-1019
メールアドレス sas-josei@jta.or.jp

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る
スクリーニング検査結果状況等の報告

この報告及びアンケートは、スクリーニング検査終了後、全日本トラック協会に F A X でご提出
ください。なお、今回の検査で S A S と確定診断を受けた方がいる場合、その後の治療状況を確認
し、下の◆の表に記入してから F A X して下さい。
また、報告が無い場合は、次年度以降検査助成を受けられない場合があることを、あらかじめ
ご了承ください。

所属協会	公益社団法人鹿児島県トラック協会		
事業者名			
住所	〒 -		
電話番号		記入者名	

SAS スクリーニング検査結果報告

① 『スクリーニング検査を受診した』人数	人
② 上記①の結果、『要精密検査と判定された方』の人数	人
③ 上記②のうち、『医療機関を受診した』人数	人
④ 上記③のうち、『S A S と確定診断を受けた方』の人数	※ 人


◆上記④でSASと確定診断を受けた方の治療状況を下の表にご記入ください。

上記④の※の人数の内訳	治療内	治療中	耳鼻科	歯科	生活	その他	未治療	人数計	治療後改善
	程度	CPAP	治療中	治療中	指導				
合計		人	人	人	人	人	人	人	⇒ 人
重症		人	人	人	人	人	人	人	⇒ 人
中程度		人	人	人	人	人	人	人	⇒ 人
軽度		人	人	人	人	人	人	人	⇒ 人
他の疾患		人	人	人	人	人	人	人	⇒ 人
								合計 人	

医療機関からの診断結果をもとに、S A S と確定診断を受けた方の現在の治療・改善状況について
ご記入ください。 [] が必ず一致する人数をご記入ください。

睡眠時無呼吸症候群実施内訳書(精密検査実施分)

整理 番号	支 店 営業所名	受診日及び受診医療機関名		受診 人数 (名)	助成請求額 1名あたり上限10,000円 1会員 2名まで Gマーク認定事業者:4名まで
		受 診 日	医療機関名		
1		令和 年 月 日			
2		令和 年 月 日			
3		令和 年 月 日			
4		令和 年 月 日			
合 計					

助成事業名称	10-1 健康診断助成金(定期健康診断)																						
対象診断等	<p>(1)定期健康診断(労働安全衛生法第66条同規則第44条に基づく健康診断) (なお、特定業務従事者の2回目の診断は対象外とする。)</p> <p>診断項目</p> <table border="1" data-bbox="448 338 1262 680"> <tr><td>1</td><td>既往歴及び業務歴の調査</td></tr> <tr><td>2</td><td>自覚症状及び他覚症状の有無の検査</td></tr> <tr><td>3</td><td>身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査</td></tr> <tr><td>4</td><td>胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)</td></tr> <tr><td>5</td><td>血圧の測定</td></tr> <tr><td>6</td><td>貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)</td></tr> <tr><td>7</td><td>肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)</td></tr> <tr><td>8</td><td>血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)</td></tr> <tr><td>9</td><td>血糖検査(★)</td></tr> <tr><td>10</td><td>尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)</td></tr> <tr><td>11</td><td>心電図検査(★)</td></tr> </table>  <p>*労働安全衛生法第66条(健康診断)</p> <p>事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。</p> <p>*労働安全衛生法規則第44条(一部抜粋)(定期健康診断)</p> <p>事業者は、常時使用する労働者(第45条第1項に規定する労働者を除く。)に対し、1年以内ごとに1回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。</p>	1	既往歴及び業務歴の調査	2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査	3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査	4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)	5	血圧の測定	6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)	7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)	8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)	9	血糖検査(★)	10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)	11	心電図検査(★)
1	既往歴及び業務歴の調査																						
2	自覚症状及び他覚症状の有無の検査																						
3	身長(★)、体重、腹囲(★)、視力及び聴力の検査																						
4	胸部エックス線検査(★)及び喀痰検査(★)																						
5	血圧の測定																						
6	貧血検査(血色素量及び赤血球数)(★)																						
7	肝機能検査(GOT、GPT、γ-GTP)(★)																						
8	血中脂質検査(LDLコレステロール、HDLコレステロール、血清トリグリセライド)(★)																						
9	血糖検査(★)																						
10	尿検査(尿中の糖及び蛋白の有無の検査)																						
11	心電図検査(★)																						
交付額及び条件	<p>上記(1)について、受診者1人あたり1,500円(上限)(年度に1回のみ対象)とする。 なお、受診費用については、消費税を除く。</p> <p>ただし、1会員あたりの助成人数については、</p> <p>(ア)登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】80台以上の場合40名までとする。</p> <p>(イ)登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】50台~79台の場合30名までとする。</p> <p>(ウ)登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】15~49台の場合15名までとする。</p> <p>(エ)登録台数(除く:被けん引車)【鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。】15台未満の場合は、登録台数(除く:被けん引車)までとする。</p> <p>(ア)~(エ)については、会員が実施する定期健康診断の受診者で、鹿児島県内の認可営業所に在籍している常時選任運転者とする。</p> <p>なお、添付書類の医療機関発行の請求書(写)・領収証(写)については、診断の種類、受診者数の明記を必要とする。</p> <p>注 定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。</p>																						
予算額	予算総額は、別途定める額とする。																						
処分の禁止等																							
備考	<p>健康診断を実施し助成金の交付を受けようとするときは、様式1の助成金交付請求書(助成事業実施報告書)と突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書(健康診断)及び受診者名簿一覧を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</p>																						

健康診断助成(定期健康診断)

整理 番号	支 店 営業所名	実施日及び受診医療機関名			助成請求額
		日	時	医療機関名	受診 人数 (名)
1		令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			
2		令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			
3		令和 年 月 日)		
		令和 年 月 日			
合 計					

・受診者名簿を添付してください。

また、添付書類の医療機関発行の会社宛請求書(写し)・会社宛領収書(写し)については、受診者数の明記が必要です。

受診者名簿一覧

・受診者数

名

- ・ア 登録台数80台以上(被けん引除く。)1会員 40名まで
- ・イ 登録台数50～79台(被けん引除く。)1会員 30名まで
- ・ウ 登録台数15～49台(被けん引除く。)1会員 15名まで
- ・エ 登録台数15台未満(被けん引除く。)1会員 登録台数まで

	受診者名	年令		受診者名	年令
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

上記は、「常時選任運転者」であり、労働安全衛生法(安衛則第44条)に基づく定期健康診断を受診した者であることを証明いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名

④

助成事業名称	10-2 突発性運転不能障害疾患予防対策助成金(脳及び心臓ドック、てんかん検査)
対象診断等	<p>(1) 脳ドック ① 脳内出血 ② くも膜下出血 ③ 脳梗塞 ④ 一過性脳虚血発作などの検査</p> <p>(2) 心臓ドック ① 心筋梗塞 ② 狭心症 ③ 不整脈 ④ 弁膜症 ⑤ 心不全 ⑥ 解離性大動脈瘤などの検査</p> <p>(3) てんかん検査 覚醒時及び睡眠時の脳波や血液、尿などの検査</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)～(2)については、会員が負担した検査費用(税抜)とし受診者1名あたり10,000円(上限)とする。</p> <p>上記(3)については、会員が負担した検査費用(税抜)とし受診者1名あたり5,000円(上限)とする。</p> <p>ただし、(1)～(3)については、あわせて1会員2名までとする。</p> <p><u>(1)～(3)の検査を受診する者は、会員事業者の鹿児島県内の認可営業所に在籍している運転者・荷扱手等とする。</u></p> <p>注) (1)～(3)については、定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	<p>精密検査を実施し助成金の交付を受けようとするときは、突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書(脳・心臓ドック及びてんかん検査)を当協会に提出し請求するものとする。</p> <p>なお、添付書類の医療機関発行の請求書(写)・領収証(写)については、診断の種類、受診者数の明記を必要とする。</p>

突発性運転不能障害疾患予防対策内訳書(脳・心臓ドッグ及びてんかん検査)

整理番号	支店 営業所名	受診日及び受診医療機関名・受診者名			助成請求額
		受診日	医療機関名 受診者名	受診人数 (名)	1会員 2名まで 脳ドッグ・心臓ドッグ検査 1名あたり上限10,000円 てんかん検査 1名あたり5,000円
1		令和 年 月 日			令和 年 月
2		令和 年 月 日			令和 年 月
合 計					

上記は、「運転者・荷扱手」等であることを証明いたします。

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者名 Ⓜ

助成事業名称	11 適性診断受診助成金
対象機器等	当協会が助成対象機関として認定した実施機関が定める適性診断業務実施規程に従って実施される次の(1)～(3)の診断とする。 (1) 一般診断 (2) 初任診断 (3) 適齢診断
	助成対象機関とは、国土交通省より認定を受けた(ア)～(オ)の実施機関とする。 (ア) 独立行政法人自動車事故対策機構 (イ) 株式会社マジオネット(マジオドライバースクール鹿児島校) (ウ) 有限会社串木野自動車教習所 (エ) 株式会社みゆき学園 (オ) 南九州交通共済協同組合
交付額及び条件	上記(1)～(3)の診断について、各診断手数料のうち、1名あたり1,200円を助成する。 なお、診断手数料を当協会から助成対象機関との覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。 ただし、一般診断については、1会員あたりの助成人数は登録台数の1.2倍までの人数を上限とする。 また、上記(1)～(3)について、各診断あわせて1名あたり年度に1回までとする。 注 定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 (参考)各適性診断料 ・初任診断 4,800円 ・適齢診断 4,800円 ・一般診断 2,400円

助成事業名称	12 運転経歴証明書申請助成金
対象機器等	自動車安全運転センター鹿児島県事務所が発行する次の証明書を対象とする。 ・運転記録証明書(5年、3年)
交付額及び条件	発行手数料の全額 1名あたり670円 1会員あたり登録車両数1.2倍までの人数を上限とし、1名あたり1回までとする。 発行手数料を当協会から自動車安全運転センターとの覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。 注 定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、対象外とする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	・登録台数については、当協会では把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。 なお、運転経歴証明書については、従業員の個人情報(氏名、生年月日等)を記載されておりますので、証明を取得するは、あらかじめ事業所(営業所)内の当該従業員に同意を得て申請を行ってください。

助成事業名称	13 運行管理者等一般講習受講助成金
対象機器等	当協会が助成対象機関として認定した実施機関が行う運行管理者等一般講習(2年に1回受講義務)を鹿児島県内の認可営業所に在籍する管理者等が受講した場合に限る。 助成対象機関としては、国土交通省の認定を受けた(1)~(5)の実施機関とする。 (1) 独立行政法人自動車事故対策機構 (2) 株式会社マジオネット(マジオドライバースクール鹿児島校) (3) 有限会社串木野自動車教習所 (4) 株式会社みゆき学園 (5) 南九州日野自動車株式会社 なお、受講料については、当協会から助成対象機関との覚書により直接払い込むため、会員に対する助成金の交付は行わない。
交付額及び条件	受講料の全額1人あたり3,200円(受講料の全額)
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	

事前申込が必要

助成事業名称	14 環境対応車導入促進助成金
対象機器等	<p>「環境対応車」とは、国土交通省の「自動車環境総合改善対策費補助金(「国の補助金」という。)交付要綱の定義に該当するもののうち、全ト協が別に定める助成対象車両に該当する自動車とし、車両総重量2.5トン超の車両であって、以下に該当する自動車とする。</p> <p>なお、(1)及び(2)は、新車新規登録自動車に限るものとする。</p> <p>(1) 天然ガス自動車</p> <p>(2) ハイブリッド自動車</p> <p>(3) 天然ガス自動車(使用過程にあるディーゼル車からの改造)</p> <p>環境対応車対象一覧 (*追加・変更あり)に示す車両とする。</p>
交付額及び条件	<p>助成金の交付額は別表(環境対応車助成額等一覧)のとおりとする。</p> <p>(*国の定める価格差によって変更になる場合があります。)</p> <p>ただし、消費税は、助成の対象外とする。</p> <p>会員の鹿児島県内の認可営業所において登録する貨物自動車とし、1会員1台までとする。</p> <p>なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員2台(上限)までとする。</p>
予算額	<p>予算総額は、別途定める額とする。</p>
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった車両が新車の場合は、新規登録の、使用過程にあるディーゼル車からの改造の場合は構造等変更検査の日付(以下「事業完了日」という。)から起算して下記の法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、売却、他用途への転用、貸付または担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p> <p>(1) 最大積載量2トン以下の事業用トラック 3年</p> <p>(2) 最大積載量2トン超の事業用トラック 4年</p>
備考	<p>【申請手続き及び報告等について】</p> <p>※環境対応車導入促進助成様式を用いて申請すること。</p> <p>助成を受けようとするときは、当協会に対し、4月1日より1月29日までに環境対応車導入促進助成金交付申請書(複写式)により事前申請するものとする。</p> <p>ただし、<u>4月～6月登録の車両に限り事業完了日以降の申請を認めることとし、その受付期限は7月31日までとする。</u></p> <p>上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。</p> <p>助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月末日までに登録を完了し、支払いが終了または、リース契約の手続きが終了するものでなければならない。</p> <p>会員は、環境対応車導入事業が完了したときは、当協会に対し、(環導)様式1または1-2の環境対応車導入促進助成事業実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>当該車両がリースによる導入の場合は会員のリース契約先に対して、買取りによる導入の場合は会員に対して、それぞれ助成金を交付する。交付決定後、申請内容を変更す</p>

	<p>るときは、会員は、(環導)様式1-3の環境対応車導入促進助成金交付申請変更届書を当協会に提出しなければならない。</p> <p>交付を辞退するとき、または事業の遂行が困難となったときは、会員は速やかに(環導)様式1-4の環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。</p> <p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>
--	---

環境対応車対象一覧

令和2年度 メーカー別・環境対応車の通常価格との価格差^{注1} (CNGトラック)

令和2年3月31日現在

メーカー (五十音順)		最大積載量			車両総重量
		1~1.5トンクラス	2トンクラス	4トンクラス	25トンクラス ^{注2}
いすゞ自動車	【車名】	【 - 】	【エルフ】	【フォワード】	【ギガ】
	型式	-	TFG-N*R82ZAN TFG-N*R82AN TFG-N*R82ZN TFG-N*R82N TFG-N*R82YZN	2PG-FRR90S2 改	QFG-CYL78B QFG-CYJ78B
	価格差(千円)	-	730	2,750	
マツダ	【車名】	【 - 】	【タイタン】	【 - 】	
	型式	-	TFG-L*R82ZN TFG-L*R82ZAN	-	
	価格差(千円)	-	730	-	

注1: 国の定める「通常車両価格との差額」

注2: 「通常車両価格との差額」の設定はありません。

【参考】	最大積載量			車両総重量
	1~1.5トンクラス	2トンクラス	4トンクラス	25トンクラス
国土交通省補助金 ^{注3}	価格差の1/3	価格差の1/3	価格差の1/3	
全ト協助成額(千円)	-	価格差の1/6	価格差の1/6	1,000

注3: 最大積載量5トンかつ車両総重量8トン以上の改造車両については、国の補助対象外となります。

令和2年度 メーカー別・環境対応車の通常価格との価格差^{注1} (ハイブリッドトラック)

令和2年3月31日現在

メーカー (五十音順)		最大積載量	
		2トンクラス	4トンクラス ^{注2}
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【 - 】
	型式	2SG-N * R88AN 2SG-N * R88N	-
	価格差(千円)	770	-
トヨタ自動車	【車名】	【ダイナ/トヨエース】	【 - 】
	型式	2SG-XKC6 * * 2SG-XKU6 * * 2SG-XKU6 * * A 2SG-XKU7 * *	-
	価格差(千円)	770	-
日野自動車	【車名】	【デュトロ】	【 - 】
	型式	2SG-XK * * * * M 2SG-XK * * * * X	-
	価格差(千円)	770	-

注1: 国の定める「通常車両価格との差額」

注2: 令和2年3月現在、4トンクラスの環境対応車型式はありません。

【参考】	最大積載量	
	2トンクラス	4トンクラス
国土交通省補助額 ^{注3}	価格差の1/3	価格差の1/3
全ト協助成額(千円)	価格差の1/8	価格差の1/8

注3: 最大積載量2トンかつ車両総重量4トン以下の車両については、国の補助対象外となります。

令和2年度 環境対応車助成額等一覧

令和2年3月31日現在

I. 国の補助金を併用することを条件とするもの

◎天然ガス自動車（新車）

価格差^{注1}の1/6

(単位=円)

最大積載量	価格差	国土交通省		全ト協	地ト協	計
2トンクラス	730,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	243,000	122,000	100,000	465,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)				
4トンクラス	2,750,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	916,000	459,000	100,000	1,475,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)				

※最大積載量5トンかつ車両総重量8トン以上の改造車両については、国の補助対象外。

※バイフューエル車の助成額は、定額50,000円とする。

◎ハイブリッド自動車（新車）

価格差^{注1}の1/8

(単位=円)

最大積載量	価格差	国土交通省		全ト協	地ト協	計
2トンクラス	770,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	256,000	97,000	96,000	449,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)				
4トンクラス	2,680,000	新車導入のみ (価格差の1/3)	893,000	335,000	96,000	1,324,000
		経年車の廃車を 伴う新車導入 (価格差の1/3)				

※最大積載量2トンかつ車両総重量4トン以下の車両については、国の補助対象外。

◎天然ガス自動車（使用過程車改造）

定額助成

(単位=円)

最大積載量	改造費 ^{注2}	国土交通省		全ト協	地ト協	計
2トンクラス	730,000	改造費の1/3	243,000	100,000	100,000	443,000
4トンクラス	2,750,000	改造費の1/3	916,000			1,116,000

注1：国の定める「通常車両価格との差額」

注2：国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における、改造に要する経費」

※いずれも、消費税及び地方消費税は助成の対象外とする。

※地方自治体の補助がある場合、地方トラック協会または地方トラック協会と全日本トラック協会のそれぞれの助成額から減額することができる。

II. 国の補助金を併用することを条件としないもの

◎天然ガス自動車（新車）

定額助成 (単位=円)

車両総重量	全ト協
2.5トンクラス	1,000,000

全ト協様式1（第6条関係）

申請日 年 月 日

環境対応車導入促進助成金交付申請書

トラック協会 会長殿



申請者 (導入事業者)	住所	〒 都道府県	TEL:	国土交通省の 補助制度
	会社名	ふりがな	FAX:	
	代表者の 役職・氏名	ふりがな	(実印) → ①・④枚目に押印	
申請者 (導入事業者) 責任者	営業所			下記の基本要件を全て満たすこと ・新車であること (使用過程車を除く) ・年度内に登録すること ・車両総重量2.5t超であること ・補助対象となる車両を単年度で3台以上導入すること (※緩和要件あり) ・協調する地方公共団体等の補助要件を満たしていること ・交付予定枠の内定を受けていること ・国の他の補助金を受けていないこと
	役職・氏名			
	連絡先 所在地	〒 都道府県	TEL:	

※事業所（当該事業所だけでなくも可能）において、経年車の廃車を伴う新車導入の場合、または次の①～③のいずれかを取得していること。①グリーン経営認証、②安全性優良事業所（Gマーク認定）、③ISO9001または14001

リースの場合 (リース会社)	会社住所	〒 都道府県	
	会社名称		担当者氏名
	担当者連絡先	TEL:	FAX:

下記の車両について、導入の申請をいたします。（*印は該当する項目を○で囲む）（要見積書の写し添付）

導入方法	*リース(リース期間3年・4年・5年・その他(年)) ・ 買取り		
導入 車 両	種別	*ハイブリッドトラック・天然ガストラック	
	メーカー名・車名	メーカー名:	車名(通称名):
	自動車の種類	* 新車 ・ 使用過程車	(カタログ値・標準荷台)
	車両の型式		最大積載量(減トン前) □□.□□ t
	車両の形状等	* キャブ幅 → (標準・広幅) ・長さ → (超ロング・ロング・ショート) * ボディー → (バン・平ボディー・塵芥車・シャーシのみ・冷専・その他())	
	台数	台	登録予定日・検査予定日[CNG車(改造)] 年 月 日
	営業所		
車検証の使用の本拠の位置		都道府県	

販売会社※	社名・支店・営業所等	
	連絡先 所在地	〒 都道府県
	担当者名	TEL: FAX:

※CNG車（使用過程車改造）の場合は、改造を行う会社を記入すること。

下記の補助制度の利用(予定)がある場合に○を付す。

国土交通省補助制度	地方自治体等補助制度(名称)
-----------	----------------

※都道府県トラック協会使用欄（申請者は記入しないでください。）

確認番号 □□□□□□□□

公益社団法人 全日本トラック協会会長殿 年 月 日

協会名 _____

会長名 _____ ※②④枚目に押印

環境対応車導入促進助成金交付要綱第6条に基づき、助成金の交付について下記の通り申請します。

※申請する台数分の助成額合計

全ト協助成金額 _____ 円※	地方ト協助成金額 _____ 円※
------------------	-------------------

①都道府県トラック協会 ②全日本トラック協会 ③環境優良車普及機構 (LEVO) ④申請者控

①都道府県トラック協会

※社会保険等加入に係る誓約書を一緒に提出してください。

環境対応車導入促進助成事業実績報告書 (買取り)

(助成金交付請求書)

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊞

助成事業に関する規程第6条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求します。

記

1. 確認番号:
2. 事業所の名称:
3. 対象車両: (1) 種別 (天然ガス自動車・ハイブリッド自動車)
(2) 台数 台
4. 車両登録日: 令和 年 月 日
5. 車両登録番号: 鹿児島
6. 助成金支払い請求額: 円
7. 振込先銀行口座:

※1. 車両が2台以上の場合は、項目1.～7.までの内訳を別紙「環境対応車導入促進助成事業実績報告内訳書(買取り導入分)天然ガス自動車・ハイブリッド自動車用」に記載し、本実績報告書に添付する。

※2. 添付書類

- (1) 導入した環境対応車の車両検査証の写し
- (2) 車両代金支払いに係る領収書の写し

環境対応車導入促進助成事業実績報告書（リース）

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊞

助成事業に関する規程第6条に基づき、下記の通り請求（報告）します。

記

1. 確認番号：
2. 事業所の名称：
3. 対象車両：(1) 種別（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車）
(2) 台数 台
4. リース期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
5. 車両登録番号： 鹿児島
6. 助成金支払い請求額： 円
7. 振込先銀行口座：

※1. 車両が2台以上の場合は、項目1.～7.までの内訳を別紙「環境対応車導入促進助成事業実績報告内訳書（リース導入分）天然ガス自動車・ハイブリッド自動車用」に記載し、本実績報告書に添付する。

※2. 添付書類（初年度分についてのみ）

- (1) リース契約書の写し
- (2) 導入した環境対応車の車両検査証の写し

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊞

環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書

令和 年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り変更することとしたので、届け出ます。

記

1. 確 認 番 号 :
2. 事 業 所 の 名 称 :
3. 変 更 内 容 (理 由) :

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

申請者

㊟

環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付け環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り取り下げることにしたので、届け出ます。

記

1. 確 認 番 号 :
2. 事 業 所 の 名 称 :
3. 対象車両 (1) 種別 (天然ガス自動車・ハイブリッド自動車)
(2) 車名及び車種
(3) 型式
(4) 台数 台

助成事業名称	15 EMS用機器導入促進助成金
対象機器等	(1) エコドライブの実践に効果のあるEMS用車載器 ・対象機器については、 <u>EMS用機器一覧</u> (*追加・変更あり)に示すものとする。
交付額及び条件	(1)の機器に対して、1台あたり10,000円 新規(中古品・レンタル品を除く)に装着(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)したもので、1会員5台(上限)までとする。 なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員10台(上限)までとする。 当該機器が「ドライブレコーダ機器導入促進助成」の対象機器にも該当する場合は、助成金は交付しない。 ただし、当該機器が道路運送車両の保安基準第48条の2に適合する運行記録計である場合にはこの限りではない。 ・国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。 (参考書式1;誓約書を添付すること。)
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。 ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。
備考	・対象機器については、適宜変更されるため、事前にお問合せください。 ・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。 ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。

EMS用機器導入内訳書

整理 番号	支 店	導入機器		台数 (台)	助成請求額 1会員5台まで Gマーク認定事業者 1会員10台まで	装着年月
	営業所名	メーカー名	機器名・型式			
1						令和 年 月
2						令和 年 月
3						令和 年 月
4						令和 年 月
5						令和 年 月
合 計						

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または車検証(写)を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	16 アイドリングストップ支援機器導入助成金
対象機器等	<p>トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で次に掲げるものとする。</p> <p>(1) エアヒータ</p> <p>(2) 車載バッテリー式冷房装置</p> <p>なお、(1)及び(2)の対象機器は、別に定める「アイドリングストップ支援機器一覧」(*追加・変更あり)に示すものとする。</p> <p>(3) 蓄冷式クーラー</p> <p>(4) 電気式の毛布、マットまたはベッド</p>
交付額及び条件	<p>上記(1)及び(2)については、機器の取得価格(税抜)の2分の1以内の額とし、1台あたり60,000円(上限)とする。</p> <p>新規(中古品・レンタル品を除く)に装着(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)したものとし、1会員1台とする。</p> <p>なお、安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)の認定を受けている事業者においては、1会員2台(上限)までとする。</p> <p>上記(3)については、機器の購入費用(税抜)の2分の1以内とし、1台あたり20,000円(上限)とする。</p> <p>新規(中古品・レンタル品を除く)に装着(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)したものとし、1会員2台(上限)までとする。</p> <p>上記(4)については、機器の購入費用(税抜)の2分の1以内とし、1枚あたり5,000円(上限)とする。</p> <p>なお、枚(台)数は、新規(中古品・レンタル品を除く)に装着(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に限る。)したもので、1会員あたり登録台数の30%以内とし、10枚(上限)までとする。</p> <p>・ただし、(1)～(4)について、国からの補助金が交付された機器に対しては助成金を交付しない。(参考書式1;誓約書を添付すること)</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>会員は、交付対象となった機器が装着の日から起算して1年(ただし、(1)及び(2)については、6年)を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。処分の禁止に該当した場合は、助成金を返金しなければならない。</p> <p>ただし、あらかじめ理事会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
備考	<p>・登録台数については、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の登録台数を基とし、新規入会時等については、入会時の登録台数を基とする。</p> <p>・対象機器については、適宜変更されるため、事前にお問合せください。</p> <p>・安全性優良事業所(Gマーク認定事業所)とは、当協会が把握している当該年度の4月1日時点の認定事業者を基とする。</p> <p>ただし、年度途中で、認定の取り消し等により要件を満たさなくなった場合は、認定取消日等以降に未認定事業者として取り扱うこととする。</p>

アイドリングストップ支援機器導入内訳書【全ト協助成対象機器】

整理番号	支店 営業所名	区分 (該当する方へ ○)	導入機器 (機器名・型式)	機器単価 (税抜)	台数 (台)	助成請求額 機器の取得価格 の2分の1(税抜) (上限60,000円) 1会員1台まで Gマーク認定事業者 1会員2台まで	装着年月
1		クーラー・ヒーター					令和 年 月
2		クーラー・ヒーター					令和 年 月
合 計							

機器取付(装着)車両番号	
1	鹿児島
2	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または車検証(写)を添付することで記載に代えることができます。

アイドリングストップ支援機器導入内訳書【県ト協助成対象機器】

整理番号	支店 営業所名	区分 (該当する方へ ○)	メーカー名 機器名・型式	機器単価 (税抜)	台数 (台)	助成請求額 ・蓄冷クーラー 機器の購入費用の2分の1(税抜) (上限20,000円) 1会員 2台まで ・毛布・マット等 機器の購入費用の1/2(税抜) (上限5,000円) 1会員登録台数の30%以内 (上限10枚まで)	装着年月
1		蓄冷C・毛布 マット(ベッド)	(メーカー名) (機器名・型式)				令和 年 月
2		蓄冷C・毛布 マット(ベッド)	(メーカー名) (機器名・型式)				令和 年 月
3		蓄冷C・毛布 マット(ベッド)	(メーカー名) (機器名・型式)				令和 年 月
4		蓄冷C・毛布 マット(ベッド)	(メーカー名) (機器名・型式)				令和 年 月
5		蓄冷C・毛布 マット(ベッド)	(メーカー名) (機器名・型式)				令和 年 月
合 計							

※蓄冷Cとは、蓄冷式クーラーをいう。

※毛布・マット(ベッド)とは、電気式毛布、マットまたはベッドをいう。

機器取付(装着)車両番号

1	鹿児島
2	鹿児島
3	鹿児島
4	鹿児島
5	鹿児島
6	鹿児島
7	鹿児島
8	鹿児島
9	鹿児島
10	鹿児島

※機器取付(装着)車両番号については、別紙または車検証(写)を添付することで記載に代えることができます。

助成事業名称	17 エコタイヤ導入促進助成金
対象機器等	転がり抵抗を20%程度低減するタイヤで、タイヤメーカーにおいて「エコタイヤ」と定めたものとする。
交付額及び条件	1本あたり1,000円 ただし、当該年度に新たに導入したエコタイヤ(鹿児島県内に登録している事業用貨物自動車に装着したもの)とし、1会員につき50本(上限)までとする。
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	

エコタイヤ導入内訳書

整理 番号	支 店 営業所名	メーカー名 製品名・型式	本数 (本)	助成請求額	装着年月	装 着 車両番号
				1本あたり 1,000円 1会員 50本まで		
1		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
2		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
3		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
4		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
5		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
6		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
7		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
8		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
9		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
10		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
11		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
12		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
13		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
14		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
15		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
16		(メーカー名) (製品名・型式)			令和 年 月	鹿児島
合 計						

助成事業名称	18 グリーン経営認証制度促進助成金
対象機器等	認証機関(公財)交通エコロジー・モビリティ財団が行う新規及び更新の認証
交付額及び条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新規認証 1会員 30,000円 ・更新認証 1会員 20,000円 <p>ただし、鹿児島県内の認可営業所で新規認証または更新認証を受けたものとし、1会員の申請は、1回までとする。</p> <p>なお、新規認証の場合は初回登録日、更新認証の場合は更新登録日が当該年度に属する日でなければならないものとする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	

グリーン経営認証制度内訳書

整理番号	支店 営業所	区分 <small>(該当する方へ○)</small>	登録番号	助成請求額 新規 30,000円 更新 20,000円 1会員申請は1回まで	登録年月日
1		新規 ・ 更新	T-		令和 年 月 日
合 計					

助成事業名称	19 自家用燃料供給施設整備支援助成事業助成金(全ト協)
対象機器等	<p>会員事業者(定款第5条(1)普通会员の(ア)に限る。)が鹿児島県内に指定数量(1,000リットル)以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替</p>
交付額及び条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 軽油供給施設の新設 100万円 ・ 軽油タンクの増設 30万円 <p>ただし、公募期間初日に申請が予算総額を超過した際は、1件当りの助成金額を減額する場合がある。</p> <p>○公募期間 令和2年8月3日～令和2年11月2日</p> <p>予算額に達した場合は、その時点で申請受付を終了する。</p> <p>※新設・増設の考え方</p> <p>原則、「危険物取扱所設置許可書」により、以下のとおり判断する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設置許可書」：新設 ・「変更許可書」：増設 <p>ただし、「変更許可書」の変更理由が、設置場所住所、容量等タンクの増設に係る変更ではない場合は、新規と見做す場合もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定数量(1,000リットル)以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設または増設を伴う代替を行い、令和2年4月1日～令和3年2月28日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払いを完了(支払い完了には割賦販売契約により導入した場合を含む。)ものとする。 ・ 交付申請は、年度内1施設限りとする。 ・ 過去(平成20年～26年度、平成28～30年度及び令和元年度)に同事業による助成金の交付を受けた会員事業者等は、助成対象外とする。 ・ 災害等の緊急時に当協会より優先的な軽油の供給要請があった場合に対応可能な会員を対象とする。 <p>また、次に掲げたものについては、本助成事業の対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設 (2) 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設 (3) 既存の軽油専用タンクの修復及び補強 (4) 中古品またはリースによる軽油専用タンクの新設 (5) (新設の場合) 貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合 (6) (増設の場合) 軽油の貯蔵量が増加しない場合 <p>注：全日本トラック協会の定める「自家用燃料供給施設整備支援助成金交付要綱」により助成要件等が変わる場合がある。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	<p>助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付または担保を禁止する。</p> <p>処分の禁止に該当した場合は、助成金を全額返戻しなければならない。</p>

備 考	<p>【申請手続き及び実績報告等について】</p> <p>※自家用燃料供給施設整備支援助成事業の申請については、別途、全日本トラック協会 が定める様式を用いること。自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに 実績報告書を提出しなければならない。</p> <p>ただし、提出期限は、令和3年3月4日(木)までとする。</p>
-----	---

事前申込が必要

助成事業名称	20 中小企業大学校講座受講促進助成金
対象研修等	<p>○対象機関</p> <p>国の人材養成機関である中小企業大学校9校及びWEBee Campus(Web講座)(別表)対象講座は中小企業大学校の各校(WEBee Campus含む)が定める講座であつて、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座</p> <p>(2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座</p> <p>(3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座</p> <p>(4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座</p> <p>(5) 情報化、システム構築に関する講座</p> <p>(6) その他物流事業に関する講座</p> <p>○受講対象者</p> <p>会員である法定中小企業者(資本金3億円以下又は常備従業員300人以下)の経営者、後継者および管理者とする。</p>
交付額及び条件	<p>○短期講座…受講料の2/3</p> <p>○長期講座…受講料の1/3(全ト協分のみ)</p> <p>※Web研修含む(中小企業大学校のインターネットを活用した研修)</p> <p>ただし、国、自治体、他団体から受講料の1/3以上の助成を受けた場合、全ト協分のみ(1/3)助成する。</p> <p>1 会員からの複数の申込みも妨げない。ただし、申込が多い場合は人数を調整する。</p> <p>なお、定款第5条(1)普通会员の(イ)にあつては、1名とする。</p>
予算額	予算総額は、別途定める額とする。
処分の禁止等	
備考	<p>【申請手続き及び報告等について】</p> <p>※中小企業大学校等講座受講促進に係る様式を用いること。</p> <p>受講を希望する会員は、中小企業大学校へ空き状況を確認後、(中企)様式1-1の「受講申請通知書」により各講座の原則20日前までに当協会へ届け出ること。</p> <p>当協会は、「受講申請通知書」の届け出があつたときは予算の範囲内であることを確認の上、速やかに会員に(中企)様式1-2「受講承認通知書」により通知する。</p> <p>会員は、当協会からの受講承認の通知があつた時は、受講しようとする学校へ(中企)様式1-3「受講申込書」により申し込みをし、所定の受講料(全額)を直接納入すること。</p> <p>会員は、受講者が所定期間を受講し、「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに(中企)様式1-4「受講修了通知書」を当協会へ提出すること。</p>

中小企業大学校講座受講促進助成金対象先一覧

国の人材養成機関である中小企業大学校9校

学校名	郵便番号	所在地	電話番号
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1192
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-5800
直方校	822-0005	福岡県直方市永満寺1463-2	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800
WEBee Campus	Web講座		

令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

住 所
会 社 名
代表者名
電話番号

印

受 講 申 請 通 知 書

下記の者について、中小企業大学校の所定の講座を受講させたいので届け出いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (歳)
5. 所属部課名・役職名
6. 対象講座受講料 _____ 円
7. トラック協会以外からの受講料助成金 ① 有り・無し
② 機関名 _____
③ _____ 円

※社会保険等加入に係る誓約書を添付してください。

(会社名)

(代表者名)

殿

公益社団法人 鹿児島県トラック協会
会 長

受 講 承 認 通 知 書

令和 年 月 日通知のあった下記の中小企業大学校の講座受講については承認しましたので
通知いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受 講 者 氏 名 (歳)
5. 所 属 部 課 名 ・ 役 職 名

受講申込書



中小企業大学校人吉校
FAX 0966-22-1456

所在地 (住所)	〒 -	代表者 役職名	
フリガナ		フリガナ	
企業名 (または屋号)		代表者名	
代表番号	TEL () -	FAX () -	

【事務連絡先】

担当部課		役職		フリガナ	
				担当者名	
連絡先TEL	() -	連絡先FAX	() -		
	<small>※上記と同じ場合は省略可</small>		<small>※上記と同じ場合は省略可</small>		
連絡先住所	〒 -	E-mail :			
	<small>※上記と同じ場合は省略可</small>		メルマガ配信の希望 (有 ・ 無)		

事業概要 該当する記号・番号に○印をつけてください。

資本金	万円	従業員数	名	創業	西暦	年	月
業種	D 建設業 E 製造業 G 情報通信業 H 運輸業 I-1 卸売業 I-2 小売業 J 金融・保険業 K 不動産業 M-1 宿泊業 M-2 飲食サービス業 R サービス業 T その他 ()			主な取扱品			
製造業中分類	9 食料品 10 飲料・たばこ・飼料 11 繊維 12 木材・木製品 13 家具・建具 14 パルプ・紙 15 印刷 16 化学 17 石油製品 18 プラスチック製品 19 ゴム製品 20 革製品 21 窯業・土石製品 22 鉄鋼 23 非鉄金属 24 金属製品 25 はん用機械器具 26 生産用機械器具 27 業務用機械器具 28 電子部品・デバイス 29 電気機械器具 30 情報通信機械器具 31 輸送用機械器具 32 その他						

入寮 (校内宿泊) について ●大学校施設 (深佳寮) へは、研修期間の前日から最終日の翌朝までお泊りいただけます (有料)。※満室の際はご容赦ください。

コース番号	コース名 (短縮して記入してもかまいません)	フリガナ氏名	役職 (役職を記入の上、該当部に○)	性別	年齢	入寮申込 (校内宿泊)	入寮期間 (校内宿泊)
1	記入例 新任管理者研修【4月】	ヒトヨシ タロウ 人吉 太郎	営業課長 <small>代表者・役員 (○) 管理者 管理者候補等</small>	男・女	35 歳	入寮する → 入寮しない	4/24~4/26 (2泊3日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】				090 - 0000 - xxxxx			
			<small>代表者・役員・管理者・管理者候補等</small>	男・女	歳	入寮する → 入寮しない	/ ~ / (泊日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】				- -			
			<small>代表者・役員・管理者・管理者候補等</small>	男・女	歳	入寮する → 入寮しない	/ ~ / (泊日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】				- -			
			<small>代表者・役員・管理者・管理者候補等</small>	男・女	歳	入寮する → 入寮しない	/ ~ / (泊日)
緊急連絡先等TEL【自宅・携帯電話等】				- -			

その他の留意事項 ※宿泊室は、身体の不自由な方 (車椅子ご利用の方) のための部屋がございます。ご希望の方はその旨ご記入ください。

貴社では、この研修をどこでお知りになりましたか。該当する番号に○印をつけてください。

- | | | | |
|------------|----------|-------------|-------------|
| 1 ダイレクトメール | 4 大学校機関紙 | 7 金融機関からの紹介 | 10 県・市等の機関紙 |
| 2 研修ガイド | 5 受講者の紹介 | 8 新聞・雑誌等 | 11 その他 |
| 3 ホームページ | 6 商工団体等 | 9 テレビ・ラジオ | (具体的に) |

【個人情報の保護について】 個人情報保護法に定義されます個人情報に該当する情報については、当機構内で実施する事業で使用いたします。当該個人情報の第三者(業務委託先を除く)への提供または開示はいたしません。ただし、お客様の同意がある場合および、法令に基づき要請された場合については、当該個人情報を提供できるものといたします。

●申込書が足りない場合は、コピーしてお使いください。

令和 年 月 日

公益社団法人 鹿児島県トラック協会長 殿

会社名
代表者名 ⑩
電話番号
法人番号

受講修了通知書

令和 年 月 日で受講を承認いただいた下記の者について、中小企業大学校の所定の講座の受講を修了しました。つきましては助成事業に関する規程第6条に基づき通知いたします。

記

1. 学 校 名 中小企業大学校 校
2. 受 講 期 間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
3. 講 座 名
4. 受講者氏名 (年齢)
5. 所属部課名・役 職 名
6. 対 象 講 座 受 講 料 _____ 円
7. トラック協会以外からの受講料助成金 ① 有り・無し
② 機関名 _____
③ _____ 円
8. 振 込 先 口 座
・(金融機関・支店名) _____
・(預金種別・口座番号) 普通・当座 _____
・(口座名義) _____

※添付書類 「受講修了証書」(写し) 及び「振込金受取書」等(写し) 及び中小企業大学校アンケート(写し)